

議案第 106 号

花泉児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
花泉児童クラブ
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市花泉町涌津字下原 304 番地  
花泉児童クラブ運営委員会  
運営委員長 石 川 征 克
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第106号 参考資料No.1

指定管理者指定の総括表

議案 番号	指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間		新規 ・更新	指定管理の状況			
			期間	年数		導 入 年月日	現在の 指定管理者	現在の指定期間	令和4年度 指定管理料
106	花泉児童クラブ	花泉児童クラブ運営委員会	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年	新規	—	—	—	—
107	室根児童クラブ	室根児童クラブ運営委員会	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年	新規	—	—	—	—
108	一関市舞川市民センター	舞川地域課題対策協議会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H30.4.1	左記団体に同じ	H30.4.1 ~ R5.3.31	19,319,000円
	一関文化伝承館								
109	刈生沢コミュニティセンター	金沢ふるさと協議会	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年※	更新	R2.4.1	左記団体に同じ	R2.4.1 ~ R5.3.31	282,000円
110	亥年コミュニティセンター	涌津まちづくり協議会	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年※	更新	H31.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	380,000円
111	蝦島コミュニティセンター	油島なのはな協議会	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年※	更新	R2.4.1	左記団体に同じ	R2.4.1 ~ R5.3.31	334,000円
112	一関市千厩市民センター	千厩地区まちづくり協議会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H30.4.1	左記団体に同じ	H30.4.1 ~ R5.3.31	18,015,000円
113	一関市奥玉市民センター	奥玉振興協議会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H30.4.1	左記団体に同じ	H30.4.1 ~ R5.3.31	18,625,000円
	奥玉ふるさとセンター								
	飛ヶ森キャンプ場								461,500円
114	一関市東山市民センター	たいしたもんだ長坂みらい塾	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H30.4.1	左記団体に同じ	H30.4.1 ~ R5.3.31	29,650,000円
	東山地域交流センター								
115	徳田交流館	徳田地区住民自治協議会	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	R2.4.1 ~ R5.3.31	199,000円
	コミュニティ体育館徳田ふれあいランド					H22.4.1			184,000円
116	保呂羽コミュニティセンター	保呂羽地区自治会協議会	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	R2.4.1 ~ R5.3.31	172,000円
	保呂羽コミュニティ体育館					H22.4.1			134,000円

117	大籠コミュニティセンター	第42区自治会	R5. 4. 1 ~ R8. 3. 31	3年※	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	128,000円
118	花泉宿泊交流研修施設花夢パル	一般社団法人一関市体育協会	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H25. 4. 1	左記団体に同じ	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	15,264,000円
119	一関水泳プール	一般社団法人一関市体育協会	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H19. 4. 1	左記団体に同じ	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	444,876,000円
	一関サッカー・ラグビー場					H21. 7. 1			
	一関市総合体育館					H19. 4. 1			
	一関運動公園野球場					H20. 4. 1			
	一関運動公園テニスコート					H20. 4. 1			
	一関運動公園陸上競技場					H20. 4. 1			
	一関運動公園多目的広場					H20. 4. 1			
	一関運動公園ソフトボール場					H20. 4. 1			
	東台野球場					H19. 4. 1			
	萩荘サッカー場					H19. 4. 1			
	東口体育館					R2. 4. 1			
	一関武道館					H19. 4. 1			
	花泉水泳プール					H19. 4. 1			
	花泉運動公園野球場					H19. 4. 1			
	花泉運動公園テニスコート					H19. 4. 1			
	花泉運動公園多目的競技場					H19. 4. 1			
花泉体育館	H19. 4. 1								
大東野球場	H20. 4. 1								

大東グラウンド	一般社団法人一関市体育協会	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H20. 4. 1	左記団体に同じ	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31
大東体育館					H20. 4. 1		
千厩野球場					H20. 4. 1		
清田テニスコート					H20. 4. 1		
千厩多目的グラウンドテニスコート					H20. 4. 1		
千厩多目的グラウンド運動広場					H20. 4. 1		
千厩多目的グラウンドサッカー場					H20. 4. 1		
千厩多目的グラウンドソフトボール場					H20. 4. 1		
千厩体育館					H20. 4. 1		
千厩武道館					H20. 4. 1		
千厩アイスアリーナ					H20. 4. 1		
東山B&G海洋センター					H20. 4. 1		
東山球場					H20. 4. 1		
東山テニスコート					H20. 4. 1		
東山多目的グラウンド					H20. 4. 1		
東山総合体育館					H20. 4. 1		
唐梅館パークゴルフ場					H20. 4. 1		
唐梅館総合公園クラブハウス えぼっく					H20. 4. 1		
東山農村勤労福祉センター					H20. 4. 1		
室根野球場					H20. 4. 1		

	室根テニスコート	一般社団法人一関市体育協会	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H20. 4. 1	左記団体に同じ	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31	
	室根多目的グラウンド					H20. 4. 1			
	室根体育館					H20. 4. 1			
	川崎テニスコート					H19. 4. 1			
	川崎運動広場					H19. 4. 1			
	川崎体育センター					H19. 4. 1			
	藤沢B&G海洋センター					H25. 4. 1			
	ニコニコドーム					H25. 4. 1			
	すぱーく藤沢					H25. 4. 1			
	藤沢テニスコート					H25. 4. 1			
	藤沢運動広場					H25. 4. 1			
	藤沢体育館					H25. 4. 1			
	藤沢スポーツプラザ					H25. 4. 1			
	一関市産業教養文化体育施設					H22. 4. 1			
120	尾花が森キャンプ場	一般社団法人一関市体育協会	R5. 4. 1 ~ R8. 3. 31	3年※	更新	H19. 4. 1			
	花泉第二体育館					H19. 4. 1			
	花泉運動公園キャンプ場					H19. 4. 1			
	花泉テニスコート					H19. 4. 1			
	花泉弓道場					H19. 4. 1			
	藤沢ニコニコヘルス					H25. 4. 1			

121	ひまわりクラブ	南小ひまわり会運営委員会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	14,082,740円
122	わかばクラブ	わかばクラブ運営委員会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	18,031,310円
123	はしわクラブ	はしわクラブ運営委員会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	16,809,440円
124	こぼとクラブ	こぼとクラブ運営委員会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	18,498,910円
125	萩の子クラブ	萩の子クラブ運営委員会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	16,695,340円
126	赤萩クラブ	赤萩クラブ運営委員会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	18,352,500円
127	千厩児童クラブ	千厩児童クラブ運営委員会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H30.4.1	左記団体に同じ	R2.4.1 ~ R5.3.31	15,844,750円
128	東山児童クラブ	東山児童クラブ運営委員会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	R2.4.1	左記団体に同じ	R2.4.1 ~ R5.3.31	9,143,500円
129	花泉総合福祉センター	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H26.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	8,850,000円
130	花と泉の公園	花泉観光開発株式会社	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	34,203,000円
131	室根高原ふれあい牧場	室根総合開発株式会社	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	3,091,000円
	大東ふるさと分校								9,713,000円
	アストロ・ロマン大東								4,678,000円
	望洋平キャンプ場								113,000円
132	千厩酒のくら交流施設	千厩まちづくり株式会社	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	3,769,000円
133	藤沢交流施設	株式会社 Mange Takk エンタープライズ	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	0円
134	一関市研究開発プラザ	公益財団法人岩手県南技術研究センター	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H20.1.1	左記団体に同じ	R2.4.1 ~ R5.3.31	0円
135	一関市職業訓練センター	職業訓練法人一関職業訓練協会	R5.4.1 ~ R10.3.31	5年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	2,516,000円
136	千厩農村勤労福祉センター	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	3,493,000円
137	一関生活改善センター	生活改善センター運営委員会	R5.4.1 ~ R8.3.31	3年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H31.4.1 ~ R5.3.31	553,000円

138	千厩農村環境改善センター	職業訓練法人東磐職業訓練協会	R5. 4. 1 ~ R8. 3. 31	3年※	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H31. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2,842,000円
139	川崎農村環境改善センター	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H27. 11. 1	左記団体に同じ	H31. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2,576,000円
140	一関牧野	いわて平泉農業協同組合	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H30. 4. 1 ~ R5. 3. 31	4,032,891円
141	室根高原牧野	いわて平泉農業協同組合	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H21. 4. 1	左記団体に同じ	H30. 4. 1 ~ R5. 3. 31	22,347,000円
142	一関市都市農村交流館	農事組合法人美の郷	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H31. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0円
143	川崎農林水産物直売・食材供給施設	ドンと市かわさき協同組合	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H18. 4. 1	左記団体に同じ	H31. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0円
144	せんまや街角資料館	千厩まちづくり株式会社	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H31. 4. 1	左記団体に同じ	H31. 4. 1 ~ R5. 3. 31	4,496,000円
145	骨寺村荘園交流館	骨寺村ガイドランス運営協議会	R5. 4. 1 ~ R10. 3. 31	5年	更新	H23. 8. 1	左記団体に同じ	H31. 4. 1 ~ R5. 3. 31	22,066,000円
	骨寺村荘園休憩所								
	骨寺村荘園広場								
	骨寺村荘園若井原駐車場								
	骨寺村荘園山王窟駐車場								

※ 「指定の期間」の欄の「年数」の欄中に※を付した施設は、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針（令和3年9月22日決定）で保有縮減（廃止・譲渡）に分類している施設である。

施設保有の見直しの実施に当たっては、概ね3年程度は必要と見込んでおり、保有縮減に分類している施設については、今年度、施設の利用者や関係団体などと意見交換の場を持ち、保有縮減に向けた課題の洗い出しを行うこととしている。その後、課題に対する市としての対応案の検討を行い、来年度、再び意見交換の場を持つ予定であることから、協議が整うまでの期間が1年以上となることを見込まれるため、指定期間を令和5年度から令和7年度までの3年間とするものである。

※ 室根多目的グラウンドについて、令和4年度までは室根体育館に含め管理をしていたが、令和5年4月からの有料化に伴い、令和4年市議会定例会第93回2月通常会議においてスポーツ施設条例を改正し、室根体育館とは別な施設としたことから、新規導入施設ではなく更新施設とする。

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

花泉児童クラブ

#### イ 所在地

一関市花泉町涌津字下原 304 番地

#### ウ 施設規模等

敷地面積 360.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 360.00 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

花泉児童クラブ運営委員会

### (2) 代表者名

運営委員長 石川 征克

### (3) 事務所の所在地

一関市花泉町涌津字下原 304 番地

### (4) 設立年月日

令和 4 年 7 月 28 日

### (5) 設立目的

令和 5 年 4 月開校の花泉小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 花泉児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

### (7) 職員数（令和 5 年度予定）

15 人

### (8) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 2 人、会計監事 2 人



(9) 団体の財務状況

令和5年度予算（予定）

【収入】 (単位：円)

科目	予算額	備考
利用料	12,684,000	
指定管理料	20,522,000	
計	33,206,000	

【支出】 (単位：円)

科目	予算額	備考
人件費	24,330,000	給料、賃金等
施設管理費	3,497,000	光熱水費、委託料等
事業費	2,730,000	教材費等
一般管理費	2,649,000	旅費、消耗品費等
計	33,206,000	

3 主なソフト事業（令和5年度予定）

放課後児童クラブ

4 選定理由

花泉児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、花泉児童クラブ運営委員会を選定した。  
当該団体は、当該施設の管理運営を行うことによりその目的を達するため、令和4年度に設立された団体である。

当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が運営管理を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、指定管理候補者とする団体が初めて施設を管理するものであること及び施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 107 号

室根児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
室根児童クラブ
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市室根町矢越字五反田 73 番地 1  
室根児童クラブ運営委員会  
運営委員長 河 合 純 子
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

室根児童クラブ

#### イ 所在地

一関市室根町矢越字五反田 73 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 151.52 m<sup>2</sup>

延べ面積 151.52 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

室根児童クラブ運営委員会

### (2) 代表者名

運営委員長 河 合 純 子

### (3) 事務所の所在地

一関市室根町矢越字五反田 73 番地 1

### (4) 設立年月日

令和 3 年 8 月 26 日

### (5) 設立目的

室根小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 室根児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

### (7) 職員数（令和 5 年度予定）

11 人

### (8) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、会計監事 2 人

(9) 団体の財務状況

令和5年度予算（予定）

【収入】

（単位：円）

科目	予算額	備考
利用料	5,544,000	
指定管理料	10,601,000	
計	16,145,000	

【支出】

（単位：円）

科目	予算額	備考
人件費	11,930,000	給料、賃金等
施設管理費	2,785,000	光熱水費、委託料等
事業費	616,000	教材費等
一般管理費	814,000	旅費、消耗品等
計	16,145,000	

3 主なソフト事業（令和5年度予定）

放課後児童クラブ

4 選定理由

室根児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、室根児童クラブ運営委員会を選定した。  
当該団体は、当該施設の管理運営を行うことによりその目的を達するため、令和3年度に設立された団体である。

当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が運営管理を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、指定管理候補者とする団体が初めて施設を管理するものであること及び施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 108 号

一関市舞川市民センター及び一関文化伝承館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市舞川市民センター  
一関文化伝承館

2 指定管理者となる団体

一関市舞川字中里 84 番地 1  
舞川地域課題対策協議会  
会長 小野寺 千秋

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市舞川市民センター	一関市舞川字中里 84 番地 1	敷地面積 9,762.24 m <sup>2</sup>
一関文化伝承館		延べ面積 1,306.45 m <sup>2</sup>

備考 一関市舞川市民センターと一関文化伝承館は、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市舞川市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
一関文化伝承館	伝統文化の保存、振興や世代間と地域間の交流を促進し、豊かな地域づくりに資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

舞川地域課題対策協議会

(2) 代表者名

会長 小野寺 千 秋

(3) 事務所の所在地

一関市舞川字中里 84 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 6 月 21 日

(5) 設立目的

一人ひとりが地域活動に積極的に参加するとともに、協働の理念に基づいて、住みよい地域づくりを目指すことを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 地域の振興に関すること
- イ 住民の健康な生活と福祉の向上に関すること
- ウ 安全で安心な地域をつくるための事業に関すること
- エ 住民の親睦と融和に関すること
- オ 自然環境の保全に関すること
- カ 地域の歴史や生活文化の継承及び向上に関すること
- キ その他目的達成のため、必要と認められる事業

(7) 団体に属する世帯数等（令和 4 年 4 月 1 日現在）

839 世帯、18 行政区及び 11 団体

構成団体等

舞川 1 ～18 民区、舞川地区区長会、舞川地区民生児童委員連絡協議会、舞川地区福祉活動推進協議会、舞川地区女性団体連絡協議会、舞川体育協会、一関市消防団一関第 7 分団、一関地域防犯協会舞川支部、一関地区交通安全協会舞川分会、舞川中学校 P T A、舞川小学校 P T A、舞川幼稚園 P T A、学識経験者

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 35 人以内、監事 3 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,268,967	流動負債	8,802,679
固定資産	222,250	負債合計	8,802,679
		純資産の部	
		株主資本	1,688,538
		純資産合計	1,688,538
資産合計	10,491,217	負債及び純資産合計	10,491,217

3 主なソフト事業（平成 30 年度～令和 4 年度実施）

(1) 青少年事業

わんぱく広場（平成 30 年度～令和 4 年度）

(2) 成人・女性事業

寿学園、健康ウォーキング、スマホ講座、伝統工芸教室、喜多流謡曲教室、門松作り教室、フラワーアレンジメント教室（平成 30 年度～令和 4 年度）

(3) 家庭教育事業

幼小中連携事業（平成 30 年度～令和 4 年度）

4 選定理由

一関市舞川市民センター及び一関文化伝承館の指定管理候補者として、次の理由により、舞川地域課題対策協議会を選定した。

当該団体は、一人ひとりが地域活動に積極的に参加するとともに、協働の理念に基づいて、住みよい地域づくりを目指すことを目的として設立された舞川地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した平成 30 年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

平成 31 年 4 月に策定した第 2 次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 109 号

刈生沢コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

刈生沢コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

一関市花泉町金沢字大柳 56 番地

金沢ふるさと協議会

会長 菅原 春男

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで



## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

刈生沢コミュニティセンター

#### イ 所在地

一関市花泉町金沢字中屋敷 38 番地

#### ウ 施設規模等

敷地面積 3,754.87 m<sup>2</sup>

延べ面積 552.56 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

金沢ふるさと協議会

### (2) 代表者名

会長 菅原春男

### (3) 事務所の所在地

一関市花泉町金沢字大柳 56 番地

### (4) 設立年月日

平成 27 年 9 月 19 日

### (5) 設立目的

協働の理念に基づいて、豊かで住みよい元気な地域づくりを推進する。

### (6) 事業概要

ア 地域住民の参画によるまちづくりの計画策定・推進に関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安全・安心・快適な地域づくりに関すること。

オ 地区内各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。

カ その他目的達成のために必要なこと。

### (7) 団体に属する世帯数等（令和 4 年 4 月 1 日現在）

736 世帯、37 団体

構成団体等

金沢地区集落公民館連絡協議会、金沢地区行政区長会、金沢地区民生児童委員協議会、金沢地区福祉推進協議会、金沢地区体育協会、金沢地区自主防災会、一関地区交通安全協会金沢分会、金沢地区交通安全母の会、金沢地域婦人団体協議会、金沢小学校 P T A、花泉中学校金沢地区 P T A、金沢地区老人クラブ連合会、本町集落公民館、仲町集落公民館、新町集落公民館、内沢集落公民館、刈生沢集落公民館、中山集落公民館、菅ノ平自治会、上飯倉集落公民館、下飯倉集落公民館、北金里自治会、大門集落公民館、花泉地域公衆衛生組合連合会、一関市消防団花泉地域第 3 分団、一関市食生活改善推進員協議会花泉支部、花泉地域防犯協会金沢支部、いわて平泉農業協同組合女性部金沢支部、花泉町婦人消防協力隊第 7 分隊、金沢農家組合協議会、金沢生産森林組

合、金沢保育園、金沢小学校、金沢スポーツ少年団、いわて平泉農業協同組合青年部金沢支部、花泉地域保健推進委員協議会、父ちゃんの会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人以内、監事 2 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和 4 年 3 月 31 日現在) (単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,890,804	流動負債	1,032,283
		負債合計	1,032,283
		純資産の部	
		利益剰余金	2,858,521
		純資産合計	2,858,521
資産合計	3,890,804	負債及び純資産合計	3,890,804

3 主なソフト事業（令和 2 年度～令和 4 年度実施）

なし

4 選定理由

刈生沢コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、金沢ふるさと協議会を選定した。

当該団体は、協働の理念に基づいて、豊かで住みよい元気な地域づくりを推進することを目的として設立された金沢地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和 2 年度からは、指定管理者として同一地区の金沢市民センターと一体的に管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

平成 31 年 4 月に策定した第 2 次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和 7 年度までの 3 年間とする。

議案第 110 号

亥年コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

亥年コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

一関市花泉町涌津字松ノ坊 65 番地 2

涌津まちづくり協議会

会長 佐々木 康 博

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

亥年コミュニティセンター

#### イ 所在地

一関市花泉町涌津字山中 31 番地 109

#### ウ 施設規模等

敷地面積 1,073.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 602.40 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

涌津まちづくり協議会

### (2) 代表者名

会長 佐々木 康 博

### (3) 事務所の所在地

一関市花泉町涌津字松ノ坊 65 番地 2

### (4) 設立年月日

平成 27 年 4 月 23 日

### (5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、明るく豊かで住みよい地域づくりを推進する。

### (6) 事業概要

ア 地域住民等の参画によるまちづくりの推進に関すること。

イ 地域の活性化、産業振興に関すること。

ウ 福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

エ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

オ 防災・防犯・交通安全に関すること。

カ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

キ 地区内組織構成員の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。

ク その他本会の目的達成に必要なこと。

### (7) 団体に属する世帯数等（令和 4 年 4 月 1 日現在）

1,159 世帯、31 団体

構成団体等

涌津地区行政区長会、涌津原集落公民館、熊ノ倉集落公民館、白浜集落公民館、合ノ柴集落公民館、亥年集落公民館、吉田集落公民館、矢ノ目集落公民館、下町集落公民館、中新集落公民館、涌津地区体育協会、涌津地区自主防災会、涌津地区婦人会、一関市老人クラブ連合会花泉支部涌津協議会、涌津地区福祉推進協議会、涌津小学校、涌津小学校 P T A、涌津地区民生委員児童委員協議会、一関地区交通安全協会涌津分会、一関地区交通安全協会涌津原分会、一関市花泉地域農林連絡

員協議会、一関市消防団花泉地域第2分団1～4部、花泉町婦人消防協力隊第2分隊、いわて平泉農業協同組合女性部花泉中央支部涌津支部、一関市花泉町涌津地区交通安全母の会、涌津スポーツ少年団、花泉中学校PTA涌津地区、花泉中学校PTA涌津原地区

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事15人、監事2人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年3月31日現在) (単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,228,288	流動負債	1,936,747
		負債合計	1,936,747
		純資産の部	
		利益剰余金	△708,459
		純資産合計	△708,459
資産合計	1,228,288	負債及び純資産合計	1,228,288

3 主なソフト事業(令和元年度～令和4年度実施)

なし

4 選定理由

亥年コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、涌津まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、明るく豊かで住みよい地域づくりを推進することを目的として設立された涌津地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは、指定管理者として同一地区の涌津市民センターと一体的に管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 111 号

蝦島コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

蝦島コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

一関市花泉町油島字上築道 34 番地 1

油島なのはな協議会

会長 武田 慶一

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

蝦島コミュニティセンター

#### イ 所在地

一関市花泉町油島字日向平 57 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 9,672.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 297.28 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

油島なのはな協議会

### (2) 代表者名

会長 武 田 慶 一

### (3) 事務所の所在地

一関市花泉町油島字上築道 34 番地 1

### (4) 設立年月日

平成 27 年 3 月 22 日

### (5) 設立目的

住民が協力して、豊かで、親しみのある、ますます住み良い地域づくりを推進する。

### (6) 事業概要

ア 地域住民の参画による地域づくりの推進に関すること。

イ 地域の活性化、健康、福祉、生活環境の改善に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安心・安全な地域づくりに関すること。

オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。

カ 行政機関等との連絡調整に関すること。

キ 油島市民センター、蝦島コミュニティセンターの指定管理業務に関すること。

ク その他目的達成のための事業に関すること。

### (7) 団体に属する世帯数等（令和 4 年 4 月 1 日現在）

434 世帯、25 団体

構成団体等

上油田第 1 集落公民館、上油田第 2 集落公民館、上油田第 3 集落公民館、堤下集落公民館、要害平集落公民館、大石沢集落公民館、常盤集落公民館、第 8 集落公民館、第 9 集落公民館、日向平集落公民館、油島地区民生児童委員協議会、油島地区福祉推進協議会、油島地区自主防災会、一関市消防団花泉地域第 2 分団、花泉町婦人消防協力隊第 3 分隊、油島地区体育協会、油島地区老人クラブ連合会、油島地区婦人会、いわて平泉農業協同組合女性部油島支部、一関地区交通安全協会油島分会、花泉地域交通安全母の会油島地区会、油島小学校 P T A、花泉中学校油島地区 P T A、白鳥

の会、油島小学校

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事長 1 人、常任理事若干名（現行 7 人）、理事 36 人以内、監事 2 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】（令和 4 年 3 月 31 日現在）（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,745,696	流動負債	1,466,621
		負債合計	1,466,621
		純資産の部	
		利益剰余金	3,279,075
		純資産合計	3,279,075
資産合計	4,745,696	負債及び純資産合計	4,745,696

3 主なソフト事業（令和 2 年度～令和 4 年度実施）

なし

4 選定理由

蝦島コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、油島なのはな協議会を選定した。

当該団体は、住民が協力して、豊かで、親しみのある、ますます住み良い地域づくりを推進することを目的として設立された油島地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和 2 年度からは、同一地区の油島市民センターと一体的に管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

平成 31 年 4 月に策定した第 2 次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和 7 年度までの 3 年間とする。



議案第 112 号

一関市千厩市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関市千厩市民センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市千厩町千厩字館山 50 番地  
千厩地区まちづくり協議会  
会長 千葉 隆生
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関市千厩市民センター

#### イ 所在地

一関市千厩町千厩字館山 50 番地

#### ウ 施設規模等

敷地面積 4,114.39 m<sup>2</sup>

延べ面積 1,160.88 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

千厩地区まちづくり協議会

### (2) 代表者名

会長 千葉 隆 生

### (3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字館山 50 番地

### (4) 設立年月日

平成 17 年 8 月 9 日

### (5) 設立目的

地域の豊かな緑や地域性を活かし、安全で快適な生活環境を創り出すため、この地域に関わる人達自ら調査、研究を行い、行政と協力しあい“住んでみたいと思えるまちづくり”を推進することを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 各自治会、その他各種団体等のまちづくり活動との連絡調整に関すること

イ 地域のまちづくり意識を高めるための広報・イベント活動等に関すること

ウ その他、目的を達成するために必要な事業に関すること

### (7) 団体に属する世帯数等（令和 4 年 4 月 1 日現在）

2,351 世帯、23 団体及び 78 個人（役職等）

構成団体等

第 1-1 区自治会、第 1-2 区自治会、新町地区自治会、第三町内自治会、第 2-2 区自治会、松ノ木沢自治会、第 2-3 区自治会、中沢自治会、駒場自治会、北ノ沢自治会、木六自治会、神子ノ沢自治会、小田梅田自治会、千厩地区婦人会、東磐井地区交通安全協会千厩分会、東栄町振興会、四日町振興会、千厩本町通り振興会、協同組合新町振興会、カトリック清心幼稚園、千厩小羊幼稚園、千厩まちづくり株式会社、NPO 法人響生

個人（役職等）

第 1-1 区自治会長、第 1-2 区自治会長、新町地区自治会長、第三町内自治会長、第 2-2 区自治会長、松ノ木沢自治会長、第 2-3 区自治会長、中沢自治会長、駒場自治会長、北ノ沢自治会長、木六自治会長、神子ノ沢自治会長、小田梅田自治会長、千厩 1-1 区行政区長、千厩 1-2 区

行政区長、千厩 1－3 区行政区長、千厩 2－1 区行政区長、千厩 2－2 区行政区長、千厩 2－3 区行政区長、千厩 3 区行政区長、千厩 4 区行政区長、千厩 5 区行政区長、千厩長生会連合会会長、千厩地区体育協会会長、千厩地区婦人会会長、第 1－1 区自治会生涯学習推進員、第 1－2 区自治会生涯学習推進員、新町地区自治会生涯学習推進員、第三町内自治会生涯学習推進員、第 2－2 区自治会生涯学習推進員、松ノ木沢自治会生涯学習推進員、第 2－3 区自治会生涯学習推進員、中沢自治会生涯学習推進員、駒場自治会生涯学習推進員、北ノ沢自治会生涯学習推進員、木六自治会生涯学習推進員、神子ノ沢自治会生涯学習推進員、小田梅田自治会生涯学習推進員、東栄町振興会長、四日町振興会長、千厩本町通り振興会長、協同組合新町振興会理事長、千厩小学校長、千厩小学校父母と先生の会長、千厩中学校長、千厩中学校 P T A 会長、千厩保育園長、カトリック清心幼稚園長、千厩小羊幼稚園長、東磐井地区交通安全協会千厩分会長、千厩まちづくり株式会社代表取締役社長、N P O 法人響生理事長、1－1 区・1－2 区子ども会育成会長、1－3 区子ども会育成会長、2－1 区子ども会育成会長、2－2 区子ども会育成会長、2－3 区子ども会育成会長、3－A 子ども会育成会長、3－B 子ども会育成会長、4 区子ども会育成会長、5－A 子ども会育成会長、5－B 子ども会育成会長、千厩地区福祉活動推進協議会長、一関市消防団千厩地域本部第 1 分団長、一関市消防団千厩地域本部第 2 分団長、保健推進委員 4 人、食生活改善推進員 4 人、第 1 区農家組合長、第 2 区農家組合長、第 3 区農家組合長、第 4 区農家組合長、第 5 区農家組合長

(8) 役員

会長 1 人、副会長 4 人、理事 14 人、監事 2 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	465, 440	流動負債	437, 242
		負債合計	437, 242
		正味財産の部	
		一般正味財産	28, 198
		正味財産合計	28, 198
資産合計	465, 440	負債及び正味財産合計	465, 440

3 主なソフト事業（平成 30 年度～令和 4 年度実施）

(1) 青少年事業

学びの土曜塾、スポチャレキッズ（平成 30 年度～令和 3 年度）

(2) 成人・女性事業

せんまや里山塾、健康教室、成人教室（平成 30 年度～令和 3 年度）

(3) 高齢者事業

長生講座、シルバー芸能発表会（平成 30 年度～令和 3 年度）

4 選定理由

一関市千厩市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、千厩地区まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、地域の豊かな緑や地域性を活かし、安全で快適な生活環境を創り出すため、この地域に関わる人達自ら調査、研究を行い、行政と協力しあい“住んでみたいと思えるまちづくり”を推進することを目的に設立された千厩地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入

した平成30年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は、地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 113 号

一関市奥玉市民センター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市奥玉市民センター

奥玉ふるさとセンター

飛ヶ森キャンプ場

2 指定管理者となる団体

一関市千厩町奥玉字中日向 232 番地 2

奥玉振興協議会

会長 小野寺 明

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市奥玉市民センター	一関市千厩町奥玉字中日向 232 番地 2	敷地面積 13,435.71 m <sup>2</sup>
奥玉ふるさとセンター		延べ面積 2,337.07 m <sup>2</sup>
飛ヶ森キャンプ場	一関市千厩町奥玉字飛ヶ森 11 番地 80	敷地面積 164,500.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 97.25 m <sup>2</sup>

備考 一関市奥玉市民センターと奥玉ふるさとセンターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市奥玉市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
奥玉ふるさとセンター	住民生活の総合的向上と地域連帯感の増進を図るため。
飛ヶ森キャンプ場	市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

奥玉振興協議会

(2) 代表者名

会長 小野寺 明

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町奥玉字中日向 232 番地 2

(4) 設立年月日

昭和 61 年 1 月 11 日

(5) 設立目的

団体相互の理解と親睦を図るとともに、奥玉地区住民自らが話し合いを実践し、奥玉地区民の福利増進と明るく豊かにして健康あふれる地区民の生活を確立し、地区の発展に寄与する。

(6) 事業概要

ア 自治会・団体等の相互の連絡調整に関すること。

イ 地区民相互の親睦、福利厚生、体育、レクリエーション、芸術文化教養等社会的事業に関すること。

ウ 地区の自治振興に関すること。

エ 地域づくり活動の推進に関すること。

オ 奥玉ふるさとセンター、奥玉市民センター、飛ヶ森キャンプ場の指定管理に関すること。

カ 市の行政施策に対する支援、協力、要望等に関すること。

キ その他目的達成に必要なこと。

(7) 団体に属する世帯数等（令和 4 年 4 月 1 日現在）

716 世帯、84 団体及び 66 個人（役職等）

構成団体等

大平自治会、宝築自治会、中日向自治会、三沢自治会、天ヶ森自治会、町下自治会、寺崎前自治会、花貫自治会、奥玉婦人会、いわて平泉農業協同組合女性部奥玉支部、奥玉老人クラブ連合会、

奥玉保育園、奥玉保育園父母の会、千厩小学校PTA、千厩中学校PTA、奥玉子供会育成会連絡協議会、奥玉市民センター、奥玉体育協会、飛ヶ森キャンプ場をきれいにする会、千厩警察署奥玉駐在所、千厩地域防犯協会奥玉支部、奥玉地区防犯パトロール隊、東磐井地区交通安全協会奥玉分会、三沢交通安全母の会、いわて平泉農業協同組合和牛改良組合千厩支部奥玉分会、大平農家組合、宝築農家組合、中日向農家組合、三沢農家組合、天ヶ森農家組合、町下農家組合、寺崎前農家組合、花貫農家組合、一関市消防団千厩地域第3分団、千厩地域婦人消防協力隊奥玉分隊、おくたま農産、つくしの会、奥玉愛林公益会、大平愛林会、宝築愛林会、中日向愛林会、三沢愛林会、天ヶ森愛林会、町下愛林会、寺崎前愛林会、花貫愛林会、奥玉地元学研究会、奥玉神楽保存会、根山打ちばやし保存会、三沢打ちばやし保存会、入山沢田植え踊り保存会、中日向鶏舞保存会、花貫伊勢神楽保存会、若柳流梅寿会、瑞穂流三裕樹会、彩史会奥玉教室、奥玉岳風会、奥玉わをん会、三味線いろは会、弓手川俳句会、千厩遺族会奥玉支部、ゲートボール協会千厩支部奥玉分会、奥玉地区自治会協議会、奥玉地区区長協議会、奥玉地区福祉活動推進協議会、千厩町民児協奥玉地区、奥玉駐在所連絡協議会、弓手川源流の森くらぶ、奥玉地区農家組合長協議会、大平そば愛好会、奥玉パッチワーク学習会、フレンドパッチワークキルトの会、コスモス、おとめの会、奥玉溪踊会、大平老人クラブ、宝築老人クラブ、中日向長生会、三沢老人クラブ、天ヶ森老人クラブ、町下おひさまクラブ、寺花老人クラブ、有限会社関根太鼓店、角蔵株式会社

個人（役職等）

千厩 14 区行政区長、千厩 15 区行政区長、千厩 16 区行政区長、千厩 17 区行政区長、千厩 18 区行政区長、千厩 19 区行政区長、千厩 20 区行政区長、千厩 21 区行政区長、いわて平泉農業協同組合理事、第 14 区民生児童委員、第 15 区民生児童委員、第 16 区民生児童委員、第 17 区民生児童委員、第 18 区民生児童委員、第 19 区民生児童委員、第 20 区民生児童委員、第 21 区民生児童委員、第 14 区生涯学習推進員、第 15 区生涯学習推進員、第 16 区生涯学習推進員、第 17 区生涯学習推進員、第 18 区生涯学習推進員、第 19 区生涯学習推進員、第 20 区生涯学習推進員、第 21 区生涯学習推進員、奥玉地区保健推進委員 3 人、第 14 区食生活改善推進員 2 人、第 15 区食生活改善推進員 2 人、第 16 区食生活改善推進員、第 17 区食生活改善推進員、第 18 区食生活改善推進員、第 19 区食生活改善推進員、第 20 区食生活改善推進員、第 21 区食生活改善推進員、保護司、少年補導員、奥玉郵便局長、一関市交通指導員 2 人、奥玉体育協会副会長 2 人、体育指導委員、千厩中学校評議員、主任児童委員、奥玉駐在所連絡協会副会長、奥玉愛林公益会専務、防犯パトロール隊奥玉地区副隊長、防犯パトロール隊奥玉地区隊員 6 人、一関市消防団千厩地域第 3 分団副分団長、一関市消防団千厩地域第 3 分団第 1 部長、一関市消防団千厩地域第 3 分団第 2 部長、一関市消防団千厩地域第 3 分団第 3 部長、社会福祉推進協議会評議員、一関市文化財調査委員、総務省行政相談委員、天ヶ森自治会推薦検討委員、町下自治会推薦検討委員

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、運営委員若干名（現行 16 人）、専門部会長 3 人、監事 3 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,265,683	流動負債	890,803
		負債合計	890,803
		正味財産の部	
		当期正味財産増減額	1,008,473
		正味財産期首残高	2,366,407
		正味財産合計	3,374,880
資産合計	4,265,683	負債及び正味財産合計	4,265,683

3 主なソフト事業(平成30年度～令和4年度実施)

(1) 青少年事業

奥玉ジュニアリーダークラブ、少年育成研修、学びの土曜塾(平成30年度～令和3年度)

(2) 成人・女性事業

手芸講座、パッチワーク教室(平成30年度～令和3年度)

(3) 地域づくり活動の支援事業

認知症サポーター養成講座、景観形成事業、花いっぱい運動の推進(平成30年度～令和3年度)

4 選定理由

一関市奥玉市民センターほか2施設の指定管理候補者として、次の理由により、奥玉振興協議会を選定した。

当該団体は、団体相互の理解と親睦を図るとともに、奥玉地区住民自らが話し合いを実践し、奥玉地区民の福利増進と明るく豊かにして健康あふれる地区民の生活確立し、地区の発展に寄与することを目的に設立された奥玉地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した平成30年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上でより効果的であり望ましいとしていることから、一関市奥玉市民センターの併設・付随施設の位置付けとしている飛ヶ森キャンプ場を含め、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は、地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。



議案第 114 号

一関市東山市民センター及び東山地域交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市東山市民センター

東山地域交流センター

2 指定管理者となる団体

一関市東山町長坂字町 335 番地 1

たいしたもんだ長坂みらい塾

代表 鈴木 正敏

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
一関市東山市民センター	一関市東山町長坂字町 335 番地 1	敷地面積 5,203.27 m <sup>2</sup>
東山地域交流センター		延べ面積 2,677.56 m <sup>2</sup>

備考 一関市東山市民センターと東山地域交流センターは、同一の施設である。

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市東山市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
東山地域交流センター	市民の交流を促進するとともに、芸術、文化の振興及び生涯学習の推進を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

たいしたもんだ長坂みらい塾

(2) 代表者名

代表 鈴木 正 敏

(3) 事務所の所在地

一関市東山町長坂字町 335 番地 1

(4) 設立年月日

平成 28 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

長坂地区における自助・共助・公助の精神を尊重し、住民参加のもとに活力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地域づくり計画の立案及び推進、実現に関すること。

イ 地区での振興及び発展に関すること。

ウ 安全で災害の無いまちづくりの推進に関すること。

エ 行政機関及び各種団体との連絡調整に関すること。

オ その他目的達成に必要な事項。

(7) 団体に属する世帯数等（令和 4 年 4 月 1 日現在）

1,321 世帯、10 行政区及び 16 団体

構成団体等

長坂 1 区、長坂 2 区、長坂 3 区、長坂 4 区、長坂 5 区、長坂 6 区、長坂 7 区、長坂 8 区、長坂 9 区、長坂 10 区、長坂婦人会、一関市老人クラブ連合会東山支部、一関市社会福祉協議会東山支部、一関市体育協会東山支部、東山小学校 P T A、東山中学校 P T A、東磐井地区交通安全協会長坂分会、長坂交通安全母の会、東山地域防犯協会長坂分会、一関市消防団東山第 1 分団、東山町婦人消防協力隊、一関商工会議所東山支所、いわて平泉農業協同組合東山営農経済センター、東山芸術文化協会、一関市観光協会東山、一関商工会議所青年部東山支部

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 20 人、監事 2 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,555,073	流動負債	2,396,205
固定資産	108,348	負債合計	2,396,205
		正味財産の部	
		一般正味財産	4,267,216
		正味財産合計	4,267,216
資産合計	6,663,421	負債及び正味財産合計	6,663,421

3 主なソフト事業(平成 30 年度～令和 4 年度実施)

(1) 成人・女性事業

学びの土曜塾、中央婦人学級(平成 30 年度～令和 3 年度)

(2) 高齢者事業

長坂地区高齢者教室(平成 30 年度～令和 3 年度)

4 選定理由

一関市東山市民センター及び東山地域交流センターの指定管理候補者として、次の理由により、たいしたもんだ長坂みらい塾を選定した。

当該団体は、長坂地区における自助・共助・公助の精神を尊重し、住民参加のもとに活力あるまちづくりを推進することを目的として設立された長坂地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した平成 30 年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

平成 31 年 4 月に策定した第 2 次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は、地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 115 号

徳田交流館及びコミュニティ体育館徳田ふれあいランドの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳田交流館

コミュニティ体育館徳田ふれあいランド

2 指定管理者となる団体

一関市藤沢町徳田字唱石 40 番地

徳田地区住民自治協議会

会長 千 田 博

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
徳田交流館	一関市藤沢町徳田字長沢 146 番地 1	敷地面積 2,823.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 345.31 m <sup>2</sup>
コミュニティ体育館徳田 ふれあいランド	一関市藤沢町徳田字馬場 37 番地 1	敷地面積 6,275.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 824.68 m <sup>2</sup>

(2) 設置目的

地域の振興と福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

徳田地区住民自治協議会

(2) 代表者名

会長 千 田 博

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町徳田字唱石 40 番地

(4) 設立年月日

昭和 60 年 7 月 13 日

(5) 設立目的

住民の意思と責任による住民自治の地域づくりを進めるとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「みんなが、生き生き、楽しく、明るく豊かに暮らせる徳田」の実現を目的とする。

(6) 事業概要

ア 徳田地域づくり計画の推進と連携及び評価並びに行政への提言、意見

イ 地域づくりを推進するための組織の強化及び人づくり、環境づくり

ウ その他目的を達成するために必要な事業

(7) 団体に属する世帯数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

322 世帯、5 団体

構成団体等

第 24 区自治会、第 25 区自治会、第 26 区自治会、第 27 区自治会、第 28 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、専門部長 7 人、監事 2 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
繰越金	1,214,453	
負担金	25,000	5自治会
分担金	54,520	どんと祭、敬老会
委託料	499,539	指定管理料、敬老会開催委託料
補助金	63,000	自治会等活動費総合補助金
諸収入	82,349	花壇審査助成金、電話使用料、預金利子等
計	1,938,861	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
会議費	3,671	会議代
事務費	6,150	コピー代等
事業費	188,949	どんと祭、花壇審査会、敬老会75歳記念品・名簿作成
交流館管理費	286,055	
体育館管理費	135,117	
計	619,942	

収入支出差引額 1,318,919円

3 主なソフト事業（令和2年度～令和4年度実施）

なし

4 選定理由

徳田交流館及びコミュニティ体育館徳田ふれあいランドの指定管理候補者として、次の理由により、徳田地区住民自治協議会を選定した。

当該団体は、住民の意思と責任による住民自治の地域づくりを進めるとともに、行政を含む諸団体等との協働を推進し、「みんなが、生き生き、楽しく、明るく豊かに暮らせる徳田」の実現を目的として設立された団体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度又は平成22年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

また、当該施設については、地区内の組織である当該団体が管理運営することにより主体的できめ細かな地域活動が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 116 号

保呂羽コミュニティセンター及び保呂羽コミュニティ体育館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

保呂羽コミュニティセンター

保呂羽コミュニティ体育館

2 指定管理者となる団体

一関市藤沢町保呂羽字宇和田 102 番地 1

保呂羽地区自治会協議会

会長 畠 山 俊 幸

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
保呂羽コミュニティセンター	一関市藤沢町保呂羽字宇和田 82 番地 11	敷地面積 812.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 297.70 m <sup>2</sup>
保呂羽コミュニティ体育館	一関市藤沢町保呂羽字宇和田 82 番地 9	敷地面積 2,777.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 635.00 m <sup>2</sup>

(2) 設置目的

地域住民の交流促進と福祉の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

保呂羽地区自治会協議会

(2) 代表者名

会長 畠山 俊幸

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町保呂羽字宇和田 102 番地 1

(4) 設立年月日

昭和 51 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

全体の事業推進を図ることとし、目的達成のために地区関係機関及び団体との連携を基に事業実施にあたることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 地区コミュニティグラウンドの環境整備作業

イ 春期「お花見会」の開催

ウ 敬老会の開催

エ 保呂羽地区スポレク祭の開催

オ どんと祭の開催

カ その他目的達成のため役員会で必要と認められる事業

(7) 団体に属する世帯数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

193 世帯、4 団体

構成団体等

第 36 区自治会、第 37 区自治会、第 38 区自治会、第 39 区自治会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 3 人、理事 10 人、監事 2 人



(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
繰越金	1,143,377	
負担金	80,000	4自治会
委託料	472,490	指定管理料、敬老会開催委託料、保呂羽湖環境整備等
補助金	100,000	自治会等活動費総合補助金
雑収入	32,211	どんと祭芳志、花壇審査助成金、預金利子等
計	1,828,078	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
事務費	8,692	コピー代、印刷代、はがき代
事業費	664,074	施設管理費用、敬老会、どんと祭、環境整備
予備費	7,480	
計	680,246	

収入支出差引額 1,147,832 円

3 主なソフト事業（令和2年度～令和4年度実施）

なし

4 選定理由

保呂羽コミュニティセンター及び保呂羽コミュニティ体育館の指定管理候補者として、次の理由により、保呂羽地区自治会協議会を選定した。

当該団体は、保呂羽地区全体の事業推進を図ることとし、目的達成のために地区関係機関及び団体との連携を基に事業実施に当たることを目的として設立された団体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度又は平成22年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

また、当該施設については、地区内の組織である当該団体が管理運営することにより主体的できめ細かな地域活動が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 117 号

大籠コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
大籠コミュニティセンター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市藤沢町大籠字田ヶ谷 16 番地  
第 42 区自治会  
会長 及 川 眞
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

大籠コミュニティセンター

#### イ 所在地

一関市藤沢町大籠字田ケ谷 8 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 1,443.40 m<sup>2</sup>

延べ面積 199.34 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

第 42 区自治会

### (2) 代表者名

会長 及 川 真

### (3) 事務所の所在地

一関市藤沢町大籠字田ケ谷 16 番地

### (4) 設立年月日

昭和 50 年 4 月 1 日

### (5) 設立目的

住民自治の確立に向け、幼児から高齢者に至る地域住民の親睦と健康・体力作りを積極的に推進し、併せて保健・福祉・医療の包括した活動を実施することにより、住みよい地域づくり、健康で明るい生活の実現に寄与する。

### (6) 事業概要

ア 会員の相互の親睦、福利厚生、文化教養活動

イ 行政機関、各種団体等の連絡調整等

### (7) 団体に属する世帯数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

40 世帯

### (8) 役員

会長 1 人、副会長 1 人、専門部長 7 人、監事 2 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
会費	52,000	40戸
施設管理料	128,000	指定管理料
補助金	90,164	多面的機能支払交付金、公衆衛生活動費、リサイクル 集団回収売上金、有価物集団回収事業報償金等
雑収入	28,716	農家組合灯油負担金、預金利子
計	298,880	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
事務費	1,643	事務用消耗品
負担金	11,000	藤沢町住民自治協議会
事業費	104,264	灯油代、花壇苗等
管理費	86,606	水道光熱費
賠償責任保険料	20,330	自治会活動保険
計	223,843	

収入支出差引額 75,037円

3 主なソフト事業（令和2年度～令和4年度実施）

なし

4 選定理由

大籠コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、第42区自治会を選定した。

当該団体は、住民自治の確立に向け、幼児から高齢者に至る地域住民の親睦と健康・体力作りを積極的に推進し、併せて保健・福祉・医療の包括した活動を実施することにより、住みよい地域づくり、健康で明るい生活の実現に寄与することを目的として設立された団体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

また、当該施設については、地区内の組織である当該団体が管理運営することにより主体的できめ細かな地域活動が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 118 号

花泉宿泊交流研修施設花夢パルの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
花泉宿泊交流研修施設花夢パル
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3  
一般社団法人一関市体育協会  
会長 佐 藤 修 蔵
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

花泉宿泊交流研修施設花夢パル

#### イ 所在地

一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3

#### ウ 施設規模等

敷地面積 10,247.92 m<sup>2</sup>

延べ面積 1,643.17 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

恵まれた自然、文化、歴史、産業等の地域資源を活用し、市民、来市者等との各種交流、体験及び研修を通じ、人間性の形成を図り、人づくりやまちづくりを展開するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

一般社団法人一関市体育協会

### (2) 代表者名

会長 佐藤修蔵

### (3) 事務所の所在地

一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3

### (4) 設立年月日

昭和 56 年 3 月 28 日

### (5) 設立目的

一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

### (6) 事業概要

ア スポーツの普及に関する事業

イ 競技力の向上に関する事業

ウ スポーツ団体の育成及び支援に関する事業

エ 青少年スポーツの育成に関する事業

オ 選手及び役員の派遣に関する事業

カ スポーツ表彰及び顕彰に関する事業

キ 市民スポーツ推進 PR に関する事業

ク 健康の増進及び体力の向上に関する事業

ケ スポーツ交流に関する事業

コ スポーツ施設等の管理運営に関する事業

サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### (7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

122 人

### (8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 3 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	135,538,909	流動負債	38,290,734
固定資産	29,855,085	固定負債	6,362,318
		負債合計	44,653,052
		正味財産の部	
		一般正味財産	120,740,942
		正味財産合計	120,740,942
資産合計	165,393,994	負債及び正味財産合計	165,393,994

3 主なソフト事業(令和2年度~令和4年度実施)

なし

4 選定理由

花泉宿泊交流研修施設花夢パルの指定管理候補者として、次の理由により、一般社団法人一関市体育協会を選定した。

当該団体は、一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的として設立された団体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した平成25年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

また、当該施設については、隣接する花泉運動公園と一体的に管理運営を行うことにより、利用促進、宿泊交流及びスポーツ交流の推進が図られるなど効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 119 号

一関水泳プール等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関水泳プール  
一関サッカー・ラグビー場  
一関市総合体育館  
一関運動公園野球場  
一関運動公園テニスコート  
一関運動公園陸上競技場  
一関運動公園多目的広場  
一関運動公園ソフトボール場  
東台野球場  
菽荘サッカー場  
東口体育館  
一関武道館  
花泉水泳プール  
花泉運動公園野球場  
花泉運動公園テニスコート  
花泉運動公園多目的競技場  
花泉体育館  
大東野球場  
大東グラウンド  
大東体育館  
千厩野球場



清田テニスコート  
千厩多目的グラウンドテニスコート  
千厩多目的グラウンド運動広場  
千厩多目的グラウンドサッカー場  
千厩多目的グラウンドソフトボール場  
千厩体育館  
千厩武道館  
千厩アイスアリーナ  
東山B & G海洋センター  
東山球場  
東山テニスコート  
東山多目的グラウンド  
東山総合体育館  
唐梅館パークゴルフ場  
唐梅館総合公園クラブハウス えぼっく  
東山農村勤労福祉センター  
室根野球場  
室根テニスコート  
室根多目的グラウンド  
室根体育館  
川崎テニスコート  
川崎運動広場  
川崎体育センター  
藤沢B & G海洋センター  
ニコニコドーム  
すぱーく藤沢  
藤沢テニスコート  
藤沢運動広場  
藤沢体育館  
藤沢スポーツプラザ  
一関市産業教養文化体育施設

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3

一般社団法人一関市体育協会

会長 佐藤修蔵

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等	指定期間
一関水泳プール	一関市狐禅寺字石ノ瀬 18 番地 4	敷地面積 38,680.05 m <sup>2</sup> 延べ面積	5 年
一関サッカー・ラグビー場	一関市狐禅寺字石ノ瀬 98 番地 1	一関水泳プール 976.55 m <sup>2</sup> 一関サッカー・ラグビー場	5 年
一関市総合体育館	一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3	256.71 m <sup>2</sup> 一関市総合体育館	5 年
一関運動公園野球場	一関市萩荘字箱清水 4 番地 2	敷地面積 222,960.00 m <sup>2</sup> 延べ面積	5 年
一関運動公園テニスコート	一関市萩荘字箱清水 4 番地 2	一関運動公園野球場 4,198.97 m <sup>2</sup>	5 年
一関運動公園陸上競技場	一関市萩荘字箱清水 4 番地 2	一関運動公園テニスコート 142.05 m <sup>2</sup>	5 年
一関運動公園多目的広場	一関市萩荘字箱清水 4 番地 2	一関運動公園陸上競技場 2,079.59 m <sup>2</sup>	5 年
一関運動公園ソフトボール場	一関市萩荘字箱清水 94 番地 2	一関運動公園ソフトボール場 23.53 m <sup>2</sup>	5 年
東台野球場	一関市東台 14 番地 23	敷地面積 22,561.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 79.47 m <sup>2</sup>	5 年
萩荘サッカー場	一関市萩荘字長者原 250 番地 1	敷地面積 14,989.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 49.46 m <sup>2</sup>	5 年
東口体育館	一関市字柳町 4 番地 1	敷地面積 5,029.97 m <sup>2</sup> 延べ面積 2,309.91 m <sup>2</sup>	5 年
一関武道館	一関市三関字桜町 50 番地 4	敷地面積 2,279.83 m <sup>2</sup> 延べ面積 1,401.82 m <sup>2</sup>	5 年
尾花が森キャンプ場	一関市萩荘字要害山田 110 番地 24	敷地面積 32,967.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 43.14 m <sup>2</sup>	3 年
花泉水泳プール	一関市花泉町涌津字古川 8 番地	敷地面積 29,153.00 m <sup>2</sup> 延べ面積	5 年
花泉第二体育館	一関市花泉町涌津字古川 8 番地	花泉水泳プール 122.40 m <sup>2</sup> 花泉第二体育館	3 年
花泉運動公園野球場	一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3	敷地面積 165,110.00 m <sup>2</sup> 延べ面積	5 年
花泉運動公園テニスコート	一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3	花泉運動公園野球場 628.23 m <sup>2</sup>	5 年

花泉運動公園多目的競技場	一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3	花泉運動公園テニスコート 60.75 m <sup>2</sup>	5年
花泉運動公園キャンプ場	一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3	花泉運動公園多目的競技場 508.67 m <sup>2</sup> 花泉運動公園キャンプ場 96.30 m <sup>2</sup>	3年
花泉テニスコート	一関市花泉町老松字水沢 185 番地 1	敷地面積 1,780.66 m <sup>2</sup> 延べ面積 60.75 m <sup>2</sup>	3年
花泉体育館	一関市花泉町老松字水沢 209 番地 1	敷地面積 7,699.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 1,792.57 m <sup>2</sup>	5年
花泉弓道場	一関市花泉町涌津字山中 31 番地 108	敷地面積 2,596.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 205.36 m <sup>2</sup>	3年
大東野球場	一関市大東町摺沢字上塚の沢 72 番地	敷地面積 38,595.00 m <sup>2</sup> 延べ面積	5年
大東グラウンド	一関市大東町摺沢字上塚の沢 72 番地	大東野球場 547.52 m <sup>2</sup>	5年
大東体育館	一関市大東町摺沢字新右エ門土手 49 番地 3	敷地面積 26,742.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 2,536.52 m <sup>2</sup>	5年
千厩野球場	一関市千厩町千厩字神ノ田 48 番地 1	敷地面積 37,664.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 365.58 m <sup>2</sup>	5年
清田テニスコート	一関市千厩町清田字落合 2 番地 1	敷地面積 6,527.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 74.53 m <sup>2</sup>	5年
千厩多目的グラウンドテニスコート	一関市千厩町千厩字草井沢 32 番地 2	敷地面積 68,634.00 m <sup>2</sup> 延べ面積	5年
千厩多目的グラウンド運動広場	一関市千厩町千厩字草井沢 32 番地 2	千厩多目的グラウンドテニスコート 163.80 m <sup>2</sup>	5年
千厩多目的グラウンドサッカー場	一関市千厩町千厩字草井沢 32 番地 2		5年
千厩多目的グラウンドソフトボール場	一関市千厩町千厩字草井沢 32 番地 2		5年
千厩体育館	一関市千厩町千厩字館山 50 番地	敷地面積 11,286.61 m <sup>2</sup> 延べ面積	5年
千厩武道館	一関市千厩町千厩字館山 50 番地	千厩体育館 2,753.53 m <sup>2</sup> 千厩武道館 766.66 m <sup>2</sup>	5年
千厩アイスアリーナ	一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 14	敷地面積 3,612.05 m <sup>2</sup> 延べ面積 1,507.40 m <sup>2</sup>	5年
東山 B & G 海洋センター	一関市東山町長坂字西本町 212 番地 8	敷地面積 211,385.46 m <sup>2</sup> 延べ面積	5年
東山球場	一関市東山町長坂字西本町 169 番地 4	東山 B & G 海洋センター 1,047.12 m <sup>2</sup>	5年
東山テニスコート	一関市東山町長坂字西本町 160 番地	東山球場 411.40 m <sup>2</sup> 東山テニスコート	5年

東山多目的グラウンド	一関市東山町長坂字西本町 169 番地 1	36.11 m <sup>2</sup>	東山多目的グラウンド	5年
東山総合体育館	一関市東山町長坂字北山谷 247 番地	216.61 m <sup>2</sup>	東山総合体育館	5年
唐梅館パークゴルフ場	一関市東山町長坂字西本町 217 番地 1	5,821.61 m <sup>2</sup>	唐梅館総合公園クラブハウス	5年
唐梅館総合公園クラブハウス えぼっく	一関市東山町長坂字西本町 212 番地 8	716.42 m <sup>2</sup>	えぼっく	5年
東山農村勤労福祉センター	一関市東山町松川字滝ノ沢 129 番地 6	敷地面積 4,428.98 m <sup>2</sup> 延べ面積 1,090.00 m <sup>2</sup>		5年
室根野球場	一関市室根町折壁字宝下 56 番地 1	敷地面積 81,411.06 m <sup>2</sup> 延べ面積		5年
室根テニスコート	一関市室根町折壁字向山 85 番地	室根野球場 527.38 m <sup>2</sup> 室根テニスコート		5年
室根多目的グラウンド	一関市室根町折壁字宝下 56 番地 1	1,688.20 m <sup>2</sup> 室根体育館 3,262.10 m <sup>2</sup>		5年
室根体育館	一関市室根町折壁字向山 85 番地			5年
川崎テニスコート	一関市川崎町薄衣字法道地 151 番地 4	敷地面積 31,503.00 m <sup>2</sup> 延べ面積		5年
川崎運動広場	一関市川崎町薄衣字法道地 152 番地 5	川崎運動広場 188.79 m <sup>2</sup> 川崎体育センター		5年
川崎体育センター	一関市川崎町薄衣字法道地 151 番地 5	1,536.00 m <sup>2</sup>		5年
藤沢 B & G 海洋センター	一関市藤沢町徳田字大望沢 37 番地 10	敷地面積 29,923.88 m <sup>2</sup> 延べ面積		5年
ニコニコドーム	一関市藤沢町徳田字大望沢 37 番地 11	藤沢 B & G 海洋センター 1,558.26 m <sup>2</sup> ニコニコドーム		5年
すぱーく藤沢	一関市藤沢町徳田字大望沢 37 番地 4	827.49 m <sup>2</sup> すぱーく藤沢 1,145.54 m <sup>2</sup> 藤沢ニコニコヘルス		5年
藤沢ニコニコヘルス	一関市藤沢町徳田字大望沢 37 番地 10	1,186.60 m <sup>2</sup>		3年
藤沢テニスコート	一関市藤沢町藤沢字仁郷 50 番地 3	敷地面積 3,525.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 72.87 m <sup>2</sup>		5年
藤沢運動広場	一関市藤沢町藤沢字仁郷 41 番地	敷地面積 20,921.00 m <sup>2</sup>		5年
藤沢体育館	一関市藤沢町藤沢字町裏 187 番地	敷地面積 7,207.40 m <sup>2</sup> 延べ面積 2,223.91 m <sup>2</sup>		5年
藤沢スポーツプラザ	一関市藤沢町藤沢字仁郷 12 番地	敷地面積 4,934.01 m <sup>2</sup> 延べ面積 1,169.91 m <sup>2</sup>		5年
一関市産業教養文化体育施設	一関市東台 50 番地 46	敷地面積 19,678.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 2,154.61 m <sup>2</sup>		5年

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関水泳プールほか 55 施設	市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため。
一関市産業教養文化体育施設	産業、教養文化及び体育の普及振興を図るため。
藤沢ニコニコヘルス	市民の健康づくりに資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

一般社団法人一関市体育協会

(2) 代表者名

会長 佐藤 修蔵

(3) 事務所の所在地

一関市狐禅寺字石ノ瀬 25 番地 3

(4) 設立年月日

昭和 56 年 3 月 28 日

(5) 設立目的

一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア スポーツの普及に関する事業
- イ 競技力の向上に関する事業
- ウ スポーツ団体の育成及び支援に関する事業
- エ 青少年スポーツの育成に関する事業
- オ 選手及び役員の派遣に関する事業
- カ スポーツ表彰及び顕彰に関する事業
- キ 市民スポーツ推進PRに関する事業
- ク 健康の増進及び体力の向上に関する事業
- ケ スポーツ交流に関する事業
- コ スポーツ施設等の管理運営に関する事業
- サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

122 人

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 12 人、監事 3 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	135,538,909	流動負債	38,290,734
固定資産	29,855,085	固定負債	6,362,318
		負債合計	44,653,052
		正味財産の部	
		一般正味財産	120,740,942
		正味財産合計	120,740,942
資産合計	165,393,994	負債及び正味財産合計	165,393,994

3 主なソフト事業(令和2年度～令和4年度実施)

スポーツ振興に関する業務

生涯スポーツ推進事業、スポーツ・レクリエーション普及事業(令和2年度～令和4年度)

4 選定理由

一関水泳プールほか57施設の指定管理候補者として、次の理由により、一般社団法人一関市体育協会を選定した。

当該団体は、一関市におけるスポーツの振興及び奨励を図り、市民体力の向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的として設立された団体であり、当該施設の一部について指定管理者制度を導入した平成19年度以降、スポーツ施設等の指定管理者として当該施設に係る管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。

また、スポーツ施設の管理運営に十分な経験とノウハウを有しているとともに、社会体育分野において行政が担ってきたソフト事業を当該団体が実施できるよう支援・育成することにより、効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

一関水泳プールほか51施設の指定期間については、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

尾花が森キャンプ場ほか5施設の指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 120 号

尾花が森キャンプ場等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

尾花が森キャンプ場  
花泉第二体育館  
花泉運動公園キャンプ場  
花泉テニスコート  
花泉弓道場  
藤沢ニコニコヘルス

2 指定管理者となる団体

一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3  
一般社団法人一関市体育協会  
会長 佐 藤 修 蔵

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで



議案第 121 号

ひまわりクラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
ひまわりクラブ
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市台町 11 番 13 号  
南小ひまわり会運営委員会  
運営委員長 小野寺 司
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

ひまわりクラブ

#### イ 所在地

一関市台町 11 番 13 号

#### ウ 施設規模等

敷地面積 409.63 m<sup>2</sup>

延べ面積 215.30 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

南小ひまわり会運営委員会

### (2) 代表者名

運営委員長 小野寺 司

### (3) 事務所の所在地

一関市台町 11 番 13 号

### (4) 設立年月日

昭和 45 年 5 月 13 日

### (5) 設立目的

南小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア ひまわりクラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

### (7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

7 人

### (8) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 2 人、会計監査担当運営委員 2 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利用料	4,655,350	
指定管理料	13,025,012	
補助金	1,870,900	新型コロナウイルス感染症対策関連補助金
その他収入	36	預金利子
計	19,551,298	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	13,856,341	給料、賃金等
施設管理費	1,608,675	光熱水費、委託料等
事業費	1,996,625	教材費等
一般管理費	2,089,657	旅費、消耗品費等
計	19,551,298	

収入支出差引額 0円

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

ひまわりクラブの指定管理候補者として、次の理由により、南小ひまわり会運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うことによりその目的を達するため設立された団体であり、当該施設の設置当初から管理を受託しており、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として、季節に応じた行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 122 号

わかばクラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
わかばクラブ
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市字鳴神 34 番地 1  
わかばクラブ運営委員会  
運営委員長 高 橋 雅 弘
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

わかばクラブ

イ 所在地

一関市字鳴神 34 番地 1

ウ 施設規模等

敷地面積 501.23 m<sup>2</sup>

延べ面積 352.25 m<sup>2</sup>

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

わかばクラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 高 橋 雅 弘

(3) 事務所の所在地

一関市字鳴神 34 番地 1

(4) 設立年月日

昭和 52 年 6 月 16 日

(5) 設立目的

一関小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア わかばクラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

7 人

(8) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、監事 2 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利用料	8,728,200	
指定管理料	20,515,448	
補助金	954,200	新型コロナウイルス感染症対策関連補助金
その他収入	1,979,993	本人負担分社会保険料、預金利子
計	32,177,841	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	23,587,989	給料、賃金等
施設管理費	2,806,769	光熱水費、委託料等
事業費	4,137,221	教材費等
一般管理費	1,645,862	旅費、消耗品費等
計	32,177,841	

収入支出差引額 0円

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

わかばクラブの指定管理候補者として、次の理由により、わかばクラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うことによりその目的を達するため設立された団体であり、当該施設の設置当初から管理を受託しており、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として、季節に応じた行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 123 号

はしわクラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
はしわクラブ
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市幸町 2 番 10 号  
はしわクラブ運営委員会  
運営委員長 鈴 木 五 郎
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

はしわクラブ

イ 所在地

一関市幸町 2 番 10 号

ウ 施設規模等

敷地面積 1,256.95 m<sup>2</sup>

延べ面積 278.27 m<sup>2</sup>

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

はしわクラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 鈴木 五郎

(3) 事務所の所在地

一関市幸町 2 番 10 号

(4) 設立年月日

昭和 52 年 8 月 25 日

(5) 設立目的

山目小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア はしわクラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

11 人

(8) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、監事 2 人



(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	7,304,600	
指 定 管 理 料	16,391,968	
補 助 金	439,000	新型コロナウイルス感染症対策関連補助金
そ の 他 収 入	21,652	預金利子等
計	24,157,220	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人 件 費	20,675,098	給料、賃金等
施 設 管 理 費	1,613,352	光熱水費、委託料等
事 業 費	919,589	教材費等
一 般 管 理 費	949,181	旅費、消耗品費等
計	24,157,220	

収入支出差引額 0 円

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

はしわクラブの指定管理候補者として、次の理由により、はしわクラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うことによりその目的を達するため設立された団体であり、当該施設の設置当初から管理を受託しており、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として、季節に応じた行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 124 号

こばとクラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
こばとクラブ
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市蘭梅町 7 番 1 号  
こばとクラブ運営委員会  
運営委員長 吉 家 本 浄
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

こぼとクラブ

イ 所在地

一関市蘭梅町 7 番 1 号

ウ 施設規模等

敷地面積 471.72 m<sup>2</sup>

延べ面積 206.71 m<sup>2</sup>

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

こぼとクラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 吉 家 本 浄

(3) 事務所の所在地

一関市蘭梅町 7 番 1 号

(4) 設立年月日

昭和 53 年 4 月 19 日

(5) 設立目的

中里小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア こぼとクラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

9 人

(8) 役員

運営委員長 1 人、会計監査 2 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	7,860,400	
指 定 管 理 料	19,036,934	
補 助 金	1,296,800	新型コロナウイルス感染症対策関連補助金
そ の 他 収 入	40	預金利子
計	28,194,174	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人 件 費	21,487,025	給料、賃金等
施 設 管 理 費	2,643,205	光熱水費、委託料等
事 業 費	3,967,988	教材費等
一 般 管 理 費	95,956	保険料等
計	28,194,174	

収入支出差引額 0 円

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

こぼとクラブの指定管理候補者として、次の理由により、こぼとクラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うことによりその目的を達するため設立された団体であり、当該施設の設置当初から管理を受託しており、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として、季節に応じた行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 125 号

萩の子クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
萩の子クラブ
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市萩荘字境ノ神 240 番地  
萩の子クラブ運営委員会  
運営委員長 熊 谷 慶 夫
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

萩の子クラブ

イ 所在地

一関市萩荘字境ノ神 240 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 3,051.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 308.04 m<sup>2</sup>

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

萩の子クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 熊谷 慶夫

(3) 事務所の所在地

一関市萩荘字境ノ神 240 番地

(4) 設立年月日

昭和 55 年 10 月 1 日

(5) 設立目的

萩荘小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 萩の子クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

8 人

(8) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 2 人、監事 3 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	6,483,000	
指 定 管 理 料	19,731,937	
補 助 金	1,970,000	新型コロナウイルス感染症対策関連補助金
そ の 他 収 入	51	預金利子等
計	28,184,988	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人 件 費	20,616,186	給料、賃金等
施 設 管 理 費	2,157,989	光熱水費、委託料等
事 業 費	1,824,732	教材費等
一 般 管 理 費	3,586,081	旅費、消耗品費等
計	28,184,988	

収入支出差引額 0 円

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

萩の子クラブの指定管理候補者として、次の理由により、萩の子クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うことによりその目的を達するため設立された団体であり、当該施設の設置当初から管理を受託しており、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として、季節に応じた行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 126 号

赤荻クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
赤荻クラブ
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市赤荻字桜町 42 番地 3  
赤荻クラブ運営委員会  
運営委員長 小 岩 郁 郎
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで



## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

赤荻クラブ

#### イ 所在地

一関市赤荻字桜町 42 番地 3

#### ウ 施設規模等

敷地面積 577.17 m<sup>2</sup>

延べ面積 274.92 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

赤荻クラブ運営委員会

### (2) 代表者名

運営委員長 小 岩 郁 郎

### (3) 事務所の所在地

一関市赤荻字桜町 42 番地 3

### (4) 設立年月日

平成元年 4 月 8 日

### (5) 設立目的

赤荻小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 赤荻クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

### (7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

12 人

### (8) 役員

運営委員長 1 人、会計監査 2 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	8,312,600	
指 定 管 理 料	23,672,837	
補 助 金	2,189,600	新型コロナウイルス感染症対策関連補助金
そ の 他 収 入	49	預金利子
計	34,175,086	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人 件 費	25,198,249	給料、賃金等
施 設 管 理 費	1,629,559	光熱水費、委託料等
事 業 費	4,431,695	教材費等
一 般 管 理 費	2,915,583	旅費、消耗品費等
計	34,175,086	

収入支出差引額 0 円

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

赤荻クラブの指定管理候補者として、次の理由により、赤荻クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うことによりその目的を達するため設立された団体であり、当該施設の設置当初から管理を受託しており、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として、季節に応じた行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 127 号

千厩児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
千厩児童クラブ
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市千厩町千厩字上駒場 10 番地 2  
千厩児童クラブ運営委員会  
運営委員長 佐 藤 恒 弥
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩児童クラブ

イ 所在地

一関市千厩町千厩字上駒場 10 番地 2

ウ 施設規模等

敷地面積 232.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 232.00 m<sup>2</sup>

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

千厩児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 佐藤 恒 弥

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字上駒場 10 番地 2

(4) 設立年月日

令和元年 7 月 23 日

(5) 設立目的

千厩小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 千厩児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

10 人

(8) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 2 人、監事 2 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利用料	6,717,428	
指定管理料	14,363,972	
補助金	189,200	新型コロナウイルス感染症対策関連補助金
その他収入	30	預金利子
計	21,270,630	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	19,571,153	給料、賃金等
施設管理費	623,714	光熱水費、委託料等
事業費	910,789	教材費等
一般管理費	164,974	旅費、消耗品費等
計	21,270,630	

収入支出差引額 0円

3 主なソフト事業（令和2年度～令和4年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

千厩児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、千厩児童クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うことによりその目的を達するため設立された団体であり、令和2年度から指定管理者として、当該施設の管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として、季節に応じた行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者を選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 128 号

東山児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
東山児童クラブ
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市東山町長坂字東本町 12 番地  
東山児童クラブ運営委員会  
運営委員長 高橋 糸子
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

東山児童クラブ

イ 所在地

一関市東山町長坂字東本町 12 番地

ウ 施設規模等

敷地面積 145.91 m<sup>2</sup>

延床面積 145.91 m<sup>2</sup>

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

東山児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 高 橋 糸 子

(3) 事務所の所在地

一関市東山町長坂字東本町 12 番地

(4) 設立年月日

平成 26 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

東山小学校に在籍する児童で、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 東山児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の保育及び健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

9 人

(8) 役員

運営委員長 1 人、副委員長 2 人、監事 2 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	2,417,500	
指 定 管 理 料	8,433,667	
補 助 金	379,500	新型コロナウイルス感染症対策関連補助金
そ の 他 収 入	60,114	入会金・保険預り金等
計	11,290,781	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
人 件 費	9,917,855	給料、賃金等
施 設 管 理 費	225,776	光熱水費、委託料等
事 業 費	114,178	教材費等
一 般 管 理 費	1,032,972	旅費、消耗品費等
計	11,290,781	

収入支出差引額 0 円

3 主なソフト事業（令和2年度～令和4年度実施）

放課後児童クラブ

4 選定理由

東山児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、東山児童クラブ運営委員会を選定した。

当該団体は、放課後児童の健全育成を目的に設立された団体であり、当該施設の設置当初である令和2年度から、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として、季節に応じた行事を自主的に実施するなど積極的な運営を行っており、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。



議案第 129 号

花泉総合福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
花泉総合福祉センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市城内 1 番 36 号  
社会福祉法人一関市社会福祉協議会  
会長 辻山 慶治
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

花泉総合福祉センター

#### イ 所在地

一関市花泉町老松字水沢 193 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 11,800.01 m<sup>2</sup>

延べ面積 1,829.20 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

市民福祉の増進を図り、市民生活の向上に寄与するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

社会福祉法人一関市社会福祉協議会

### (2) 代表者名

会長 辻 山 慶 治

### (3) 事務所の所在地

一関市城内 1 番 36 号

### (4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

### (5) 設立目的

一関市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

オ 共同募金事業への協力

カ ボランティア活動の振興

キ 福祉サービス利用援助事業

ク 生活福祉資金、たすけあい金庫の貸付事業

ケ 心配ごと相談

コ 一般・特定・障害児相談支援事業の経営

サ 障害福祉サービス事業の経営

シ 日常生活自立支援事業

ス 生活困窮者自立支援事業

セ 子育て支援事業

ソ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業の経営

タ 在宅介護支援センター事業の経営

- チ 地域包括支援センター事業の経営
- ツ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営
- テ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(7) 職員数（令和4年4月1日現在）

259人

(8) 役員

会長1人、副会長2人、常務理事1人、理事13人、監事3人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	471,861,242	流動負債	54,952,936
固定資産	1,083,730,267	固定負債	95,684,289
		負債合計	150,637,225
		純資産の部	
		基本金	8,000,000
		福祉基金	312,035,694
		国庫補助金等特別積立金	107,530,446
		財政調整基金積立金	146,446,965
		介護保険財政調整積立金	336,003,531
		次期繰越活動増減差額	494,937,648
		純資産合計	1,404,954,284
資産合計	1,555,591,509	負債及び純資産合計	1,555,591,509

### 3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

なし

### 4 選定理由

花泉総合福祉センターの指定管理候補者として、次の理由により、社会福祉法人一関市社会福祉協議会を選定した。

当該施設は、市民福祉の増進を図り、市民生活の向上に寄与することを目的に設置された施設であり、地域の福祉活動の拠点であるほか、地域住民の各種同好会や伝統芸能の練習・発表の場としても利用されている。

当該団体は、当該施設について指定管理者制度を導入した平成26年度から指定管理者として管理運営を行っており、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、一関市における地域福祉の増進を図ることを目的としている公共的団体であり、今後も当該団体が管理運営を行うことにより、市民福祉の増進に寄与することが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当

該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 130 号

花と泉の公園の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
花と泉の公園
- 2 指定管理者となる団体  
一関市花泉町老松字下宮沢 159 番地 1  
花泉観光開発株式会社  
代表取締役 鵜浦 篤治
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

花と泉の公園

イ 所在地

一関市花泉町老松字下宮沢 159 番地 1 ほか

ウ 施設規模等

敷地面積 296,661.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 5,693.00 m<sup>2</sup>

(2) 設置目的

花と泉をモチーフとして、花泉地域を活性化するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

花泉観光開発株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 鵜 浦 篤 治

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町老松字下宮沢 159 番地 1

(4) 設立年月日

平成 11 年 4 月 27 日

(5) 設立目的

花と泉の公園を適切かつ円滑に管理することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 公園の管理及び運営の受託業務

イ 各種イベントの企画及び実施

ウ 農畜産物及び観光物産品等の展示並びに販売

エ 飲食店の経営

オ 花卉の生産及び販売

カ 花卉の栽培技術及び販売方法に関する研究、指導並びに研修業務

キ 市場調査及び広告宣伝に関する業務

ク 付帯関連する一切の業務

(7) 従業員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

13 人

(8) 役員

代表取締役 1 人、取締役 4 人、監査役 1 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,962,551	流動負債	5,931,176
固定資産	1,417,541	負債合計	5,931,176
		正味財産の部	
		株主資本金	132,000,000
		利益剰余金	△119,551,084
		正味財産合計	12,448,916
資産合計	18,380,092	負債及び正味財産合計	18,380,092

3 主なソフト事業(令和元年度～令和4年度実施)

ぼたんしゃくやく祭り(令和元年度、令和3年度、令和4年度)

4 選定理由

花と泉の公園の指定管理候補者として、次の理由により、花泉観光開発株式会社を選定した。

当該団体は、市が出資している第三セクターであり、平成12年度から当該施設の管理を受託しており、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、協定に基づき適切に行われているほか、飲食店(レストランはずみ)の経営や各種体験事業など自主事業の開催に努めており、地域の活性化にも寄与している。

また、施設の管理運営を行う上で必要な花き栽培の専門性を有するなど、施設の効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 131 号

室根高原ふれあい牧場等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

室根高原ふれあい牧場

大東ふるさと分校

アストロ・ロマン大東

望洋平キャンプ場

2 指定管理者となる団体

一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2

室根総合開発株式会社

代表取締役 及川 豊

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで



1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
室根高原ふれあい牧場	一関市大東町大原字山口 51 番地 139	敷地面積 62,169.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 1,497.06 m <sup>2</sup>
大東ふるさと分校	一関市大東町大原字山口 51 番地 161	敷地面積 9,600.04 m <sup>2</sup> 延べ面積 902.84 m <sup>2</sup>
アストロ・ロマン大東	一関市大東町大原字山口 51 番地 137	敷地面積 947,582.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 776.55 m <sup>2</sup>
望洋平キャンプ場	一関市室根町折壁字室根山 1 番地 241	敷地面積 1,762.55 m <sup>2</sup> 延べ面積 87.08 m <sup>2</sup>

(2) 設置目的

施設名	設置目的
室根高原ふれあい牧場	休養、レクリエーション及び動物に対する知識を深めるため。
大東ふるさと分校	青少年の体験学習や野外活動を支援するため。
アストロ・ロマン大東	市民の保健、休養及び森林に対する知識の普及向上を図るため。
望洋平キャンプ場	保健、休養及び自然との結付きを図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根総合開発株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 及 川 豊

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2

(4) 設立年月日

平成 9 年 4 月 28 日

(5) 設立目的

室根地域の豊富な資源を活用した特産品の開発事業、特に室根石の高度利用を狙いとしたベンチャー事業を中心に公設施設の受託営業やふるさと産品の販売事業など、室根地域の産業振興に関する業務を運営することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 石材の採掘及び販売
- イ 石材に関するデザイン開発、土木造園工事並びに設計
- ウ 特産品販路拡大事業
- エ 産地直売推進業務
- オ 公共施設の管理及び経営の受託
- カ 各種イベントの企画及び運営
- キ 不動産の売買、賃貸、管理
- ク 前項の営業に附帯する事業

(7) 従業員数（令和4年4月1日現在）

12人

(8) 役員

代表取締役1人、専務取締役1人、取締役7人、監査役2人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,361,849	流動負債	2,610,543
固定資産	13,965,232	負債合計	2,610,543
		純資産の部	
		株主資本金	54,000,000
		利益剰余金	△25,923,462
		自己株式	△360,000
		純資産合計	27,716,538
資産合計	30,327,081	負債及び純資産合計	30,327,081

### 3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

なし

### 4 選定理由

室根高原ふれあい牧場ほか3施設の指定管理候補者として、次の理由により、室根総合開発株式会社を選定した。

当該団体は、市が出資している第三セクターであり、当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、協定に基づき適切に行われているほか、室根高原牧場まつりや各種体験事業、日帰りパックスツアーの開催など自主事業の開催に努めており、地域の活性化にも寄与している。

また、市が設置している室根山周辺エリアの観光施設を一体的に管理運営することにより、効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 132 号

千厩酒のくら交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
千厩酒のくら交流施設
- 2 指定管理者となる団体  
一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13  
千厩まちづくり株式会社  
代表取締役社長 北田 文人
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

千厩酒のくら交流施設

#### イ 所在地

一関市千厩町千厩字北方 134 番地

#### ウ 施設規模等

敷地面積 8,892.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 5,093.90 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

酒蔵などの歴史的文化的資源を活用し、観光交流の促進を図るとともに地域の活性化に寄与するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

千厩まちづくり株式会社

### (2) 代表者名

代表取締役社長 北 田 文 人

### (3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13

### (4) 設立年月日

平成 17 年 4 月 1 日

### (5) 設立目的

先人が築き上げてきた歴史文化を基本に捉え、新しい活力と可能性を探り、一関市千厩地域の商店街等の活性化を図る。

### (6) 事業概要

ア 千厩の商業活性化マネジメント体制の整備、中小小売商業高度化事業の推進

イ 各商店街の特性を活かした商店街、個店単位の活性化戦略の構築

ウ 酒蔵をはじめとし、歴史的文化的資源を活用した観光拠点の形成

エ 空き店舗、空き家、空き地の活用による文化交流拠点の形成

オ 高齢者等のニーズに応じた商店街機能の再構築

### (7) 職員数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

4 人

### (8) 役員

代表取締役社長 1 人、取締役 8 人、監査役 2 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,354,662	流動負債	719,825
固定資産	1,403,517	負債合計	719,825
		純資産の部	
		株主資本	7,038,354
		資本金	10,100,000
		利益剰余金	△3,061,646
		純資産合計	7,038,354
資産合計	7,758,179	負債及び純資産合計	7,758,179

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

なし

4 選定理由

千厩酒のくろ交流施設の指定管理候補者として、次の理由により、千厩まちづくり株式会社を選定した。

当該団体は、千厩地域の商店街等を活性化するため、地元商工業者や市などの出資により設立された団体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施されるとともに、東京オリンピック2020 聖火リレートーチ展示や酒のくろ紅葉まつりなど自主事業の開催に努めており、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の運営に当たっては、まちづくりを支える他の地域団体と連携した事業を展開することにより、観光交流の促進や地域の活性化が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 133 号

藤沢交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
藤沢交流施設
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市東山町長坂字町 467 番地  
株式会社 Mange Takk エンタープライズ  
代表取締役 菅 原 喜 哉
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

藤沢交流施設

#### イ 所在地

一関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地

#### ウ 施設規模等

敷地面積 29,152.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 1,739.24 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

緑豊かな環境資源の活用による都市との交流を促進し、地域産業の振興と地域の活性化に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

株式会社 <sup>まんげ</sup>Mange <sup>たっく</sup>Takk エンタープライズ

### (2) 代表者名

代表取締役 菅 原 喜 哉

### (3) 事務所の所在地

一関市東山町長坂字町 467 番地

### (4) 設立年月日

平成 21 年 3 月 23 日

### (5) 設立目的

ホテル及び食堂の経営、土産品の販売、地域特産物の販売、旅行斡旋業、不動産の賃貸業、レンタル業等

### (6) 事業概要

ア 交流施設の維持管理に関する業務

イ 交流施設の利用の許可及び取り消しに関する業務

ウ 交流施設の運営に関し必要な業務

### (7) 従業員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

10 人

### (8) 役員

代表取締役 1 人、取締役 5 人、監査役 1 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,558,455	流動負債	4,469,009
固定資産	1,474,871	固定負債	23,200,000
投資その他の資産	80,000	負債合計	27,669,009
		純資産の部	
		株主資本金	5,000,000
		利益剰余金	△6,555,683
		純資産合計	△1,555,683
資産合計	26,113,326	負債及び純資産合計	26,113,326

3 主なソフト事業(令和元年度～令和4年度実施)

レストラン事業(宿泊者分)(令和元年度～令和4年度)

4 選定理由

藤沢交流施設の指定管理候補者として、次の理由により、株式会社 Mange Takk エンタープライズを選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を目的に設立された団体であり、平成21年度から当該施設の指定管理者として管理運営を行っている。また、平成30年度には、公募により指定管理者に指定したところである。これまでの管理運営については、新型コロナウイルス感染症の長期化による影響はあるものの、売店、送迎、イベントや介護予防サービス事業など自主事業の実施に努め、経営姿勢は評価できるところであり、管理運営に対する評価は概ね良好である。

また、当該施設の管理運営に十分な経験とノウハウを有しており、引き続き自主事業を実施するなど地域振興への貢献が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「カ 公募により指定を受けた指定管理者による管理運営が良好で、地域振興に貢献していると認められる団体に係る更新(1回に限る。)の場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。



議案第 134 号

一関市研究開発プラザの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関市研究開発プラザ
- 2 指定管理者となる団体  
一関市萩荘字高梨南方 114 番地 1  
公益財団法人岩手県南技術研究センター  
理事長 勝部 修
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市研究開発プラザ

イ 所在地

一関市萩荘字高梨南方 114 番地 4

ウ 施設規模等

敷地面積 1,100.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 360.34 m<sup>2</sup>

(2) 設置目的

産学官連携による地域産業の高度化、新事業分野への展開等を支援し、市の産業振興に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

公益財団法人岩手県南技術研究センター

(2) 代表者名

理事長 勝 部 修

(3) 事務所の所在地

一関市萩荘字高梨南方 114 番地 1

(4) 設立年月日

平成 7 年 4 月 6 日（平成 25 年 4 月 1 日から公益財団法人に移行）

(5) 設立目的

地域産業の技術開発等を支援することにより地域産業の技術力の向上を図り、もって産業の発展と活力ある地域社会の創出に資することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 新素材応用、環境機能応用、科学技術情報等の研究開発に関する事業

イ 新素材応用、環境機能応用、科学技術情報等に関する共同受託研究開発事業

ウ 産業技術、情報処理技術等に関する人材育成事業

エ 異業種交流の支援に関する事業

オ 技術情報の収集及び提供に関する事業

カ 産・学・官の交流に関する事業

キ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

8 人

(8) 役員

理事 5 人、監事 2 人、評議員 5 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	31,969,770	流動負債	1,657,119
固定資産	192,260,532	固定負債	31,499
		負債合計	1,688,618
		正味財産の部	
		一般正味財産	52,960,756
		指定正味財産	169,580,928
		正味財産合計	222,541,684
資産合計	224,230,302	負債及び正味財産合計	224,230,302

3 主なソフト事業(令和2年度~令和4年度実施)

なし

4 選定理由

一関市研究開発プラザの指定管理候補者として、次の理由により、公益財団法人岩手県南技術研究センターを選定した。

当該団体は、市が出資している第三セクターであり、当該施設を設置した平成19年度から指定管理者として管理運営を行っており、これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、隣接する岩手県南技術研究センターの技術や指導が受けられることを想定し設立した経緯がある。当該団体は、隣接する岩手県南技術研究センターの管理運営を行っており、一体的に管理運営を行うことにより、利用者からの技術相談、共同研究や各種分析等の要望に応えることが可能であり、市の産業振興を図ることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 135 号

一関市職業訓練センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関市職業訓練センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市舞川字西平 8 番地 2  
職業訓練法人一関職業訓練協会  
会長 菅原 良男
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関市職業訓練センター

#### イ 所在地

一関市舞川字西平 8 番地 2

#### ウ 施設規模等

敷地面積 7,421.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 1,654.00 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

労働者に対し職業に必要な技能等を習得させるため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

職業訓練法人一関職業訓練協会

### (2) 代表者名

会長 菅 原 良 男

### (3) 事務所の所在地

一関市舞川字西平 8 番地 2

### (4) 設立年月日

昭和 45 年 3 月 23 日

### (5) 設立目的

職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行う。

イ 求職者に対するハロートレーニング（公的職業訓練）を行う。

ウ 一関高等職業訓練校を他の事業主等の行う職業訓練に使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行う。

エ 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行う。

オ 職業訓練に関する調査及び研究を行う。

カ 会員並びに訓練生の福祉、厚生に関する事項

キ 労働保険事務組合の委託事務に関する事項

### (7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

5 人

### (8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 15 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
繰越金	2,813,966	
補助金	11,926,400	県補助金、市町補助金
負担金	2,766,500	事業主負担金
会費	2,856,000	会員会費、技能士会費等
助成金及び交付金	1,416,670	認定訓練助成金、技能検定交付金
諸収入	20,018,720	訓練外収入
その他	339,009	過年度修正益
計	42,137,265	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
補助対象訓練費	13,513,098	普通課程訓練費、短期課程訓練費
一般管理費	24,213,485	人事管理費、管理諸費、積立金、一般事業費
過年度修正	168,916	
計	37,895,499	

収入支出差引額 4,241,766 円

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

なし

4 選定理由

一関市職業訓練センターの指定管理候補者として、次の理由により、職業訓練法人一関職業訓練協会を選定した。

当該団体は、職業訓練を実施し、労働者の養成及び地位向上を図ることを目的として、岩手県知事の認可を受けて設立された職業訓練法人であり、認定職業訓練の実施主体の資格を有している。当該施設の設置当初から管理を受託しており、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、市内の労働者の養成及びキャリア形成に寄与するとともに、安全衛生教育や介護職員初任者研修など自主事業の開催に努めており、管理運営に対する評価も良好である。

また、実施する訓練の対象を市内及び周辺市町の事業所の労働者及び求職者とし、地域全体に職業能力開発の機会を広く提供している公共的団体であり、労働者及び求職者に対して、職業に必要な技術等の習得及び職業能力開発の充実が図られることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「イ 法律及び補助制度等により、管理団体が特定される場合」及び「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 136 号

千厩農村勤労福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
千厩農村勤労福祉センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市城内 1 番 36 号  
社会福祉法人一関市社会福祉協議会  
会長 辻 山 慶 治
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

千厩農村勤労福祉センター

#### イ 所在地

一関市千厩町千厩字町浦 97 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 1,491.15 m<sup>2</sup>

延べ面積 1,140.67 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

農村勤労者の社会福祉の増進を図るとともに、雇用の安定に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

社会福祉法人一関市社会福祉協議会

### (2) 代表者名

会長 辻 山 慶 治

### (3) 事務所の所在地

一関市城内 1 番 36 号

### (4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

### (5) 設立目的

一関市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

オ 共同募金事業への協力

カ ボランティア活動の振興

キ 福祉サービス利用援助事業

ク 生活福祉資金、たすけあい金庫の貸付事業

ケ 心配ごと相談

コ 一般・特定・障害児相談支援事業の経営

サ 障害福祉サービス事業の経営

シ 日常生活自立支援事業

ス 生活困窮者自立支援事業

セ 子育て支援事業

ソ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業の経営

タ 在宅介護支援センター事業の経営



- チ 地域包括支援センター事業の経営
- ツ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営
- テ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(7) 職員数（令和4年4月1日現在）

259人

(8) 役員

会長1人、副会長2人、常務理事1人、理事13人、監事3人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	471,861,242	流動負債	54,952,936
固定資産	1,083,730,267	固定負債	95,684,289
		負債合計	150,637,225
		純資産の部	
		基本金	8,000,000
		福祉基金	312,035,694
		国庫補助金等特別積立金	107,530,446
		財政調整基金積立金	146,446,965
		介護保険財政調整積立金	336,003,531
		次期繰越活動増減差額	494,937,648
		純資産合計	1,404,954,284
資産合計	1,555,591,509	負債及び純資産合計	1,555,591,509

### 3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

なし

### 4 選定理由

千厩農村勤労福祉センターの指定管理候補者として、次の理由により、社会福祉法人一関市社会福祉協議会を選定した。

当該施設は、農村勤労者の福祉の増進を図ることを目的に設置した施設であり、地域の福祉活動の拠点として利用されている。

当該団体は、当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度から指定管理者として管理運営を行っており、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

また、一関市における地域福祉の増進を図ることを目的としている公共的団体であり、今後も当該団体が管理運営を行うことにより、農村勤労者等の福祉の増進に寄与するとともに、地域住民の交流及び高齢者の生きがいがづくりの場としての活用が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者を選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による

施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 137 号

一関生活改善センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関生活改善センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市巖美町字若井原 13 番地 2  
生活改善センター運営委員会  
委員長 佐 藤 六 郎
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関生活改善センター

#### イ 所在地

一関市巖美町字若井原 159 番地 3

#### ウ 施設規模等

敷地面積 6,587.06 m<sup>2</sup>

延べ面積 194.50 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

産業開発の拠点として地域住民の学習及び研修の場とし、あわせて生活の合理的な改善を促進し、健全な地域社会をつくるため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

生活改善センター運営委員会

### (2) 代表者名

委員長 佐藤 六郎

### (3) 事務所の所在地

一関市巖美町字若井原 13 番地 2

### (4) 設立年月日

昭和 59 年 4 月 1 日

### (5) 設立目的

生活改善センターの設置目的に沿った適正な管理運営を行うとともに、健全な地域づくりに資することを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 施設の日常的な管理に関すること。

イ 施設の使用申請に関すること。

ウ 施設管理運営に関する収入、支出に関すること。

エ その他目的達成に必要なこと。

### (7) 運営委員会の委員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

15 人

運営委員会を構成する者の役職等

本寺地区（巖美 8 区～10 区、巖美 14 区～18 区）の行政区長、農家組合協議会長、いわて平泉農業協同組合女性部長、いわて平泉農業協同組合青年部委員長、一関市体育協会一関支部巖美地区体育協会本寺支部長、巖美地区老人クラブ連絡協議会会長、農業委員、一関市巖美市民センター所長

### (8) 役員

委員長 1 人、副委員長 2 人、会計 1 人、監事 2 人、委員 6 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
繰越金	380,414	
委託料	553,000	指定管理料
雑収入	77,036	
計	1,010,450	

【支出】 (単位：円)

科目	決算額	備考
管理費	276,000	管理人報酬
事業費	10,000	除草・草刈り人夫代
水道・光熱費	88,620	水道、電気、ガス、灯油使用料
衛生費	6,006	汲み取り代
備品・維持費	5,000	テレビ維持費
電話料	39,507	
事務費	3,000	コピー代
計	428,133	

収入支出差引額 582,317 円

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

なし

4 選定理由

一関生活改善センターの指定管理候補者として、次の理由により、生活改善センター運営委員会を選定した。

当該団体は、地域住民の代表らで組織された団体であり、当該施設の設置当初から管理を受託しており、当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、地域住民の利便性を高め、当該施設の有効利用に努めており、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の住民であり、当該団体が管理運営を行うことにより効果的・効率的な管理運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。

議案第 138 号

千厩農村環境改善センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
千厩農村環境改善センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 4  
職業訓練法人東磐職業訓練協会  
会長 星 邦彦
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

千厩農村環境改善センター

#### イ 所在地

一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 12

#### ウ 施設規模等

敷地面積 5,349.19 m<sup>2</sup>

延べ面積 999.89 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくるため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

職業訓練法人東磐職業訓練協会

### (2) 代表者名

会長 星 邦彦

### (3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 4

### (4) 設立年月日

昭和 33 年 7 月 1 日

### (5) 設立目的

職業能力開発促進法による認定職業訓練及びその他職業訓練により、職業人としての有為な労働者の養成と労働者の経済的、社会的地位の向上を図る。

### (6) 事業概要

ア 労働者及び求職者に対する認定職業訓練

イ 職業訓練に関する情報及び資材の提供

ウ 職業訓練に関する調査及び研究

エ その他職業訓練に関し必要な業務

### (7) 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

9 人

### (8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、専務理事 1 人、理事 16 人、監事 3 人

(9) 団体の財務状況  
令和3年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
繰越金	1,757,214	
補助金	27,518,266	県補助金、市補助金
負担金	39,044,840	訓練生負担金、講座受講料
会費	2,113,000	事業主、一般、新入会員会費
助成金	4,893,600	認定訓練助成金
受託料	22,384,000	県委託訓練等
諸収入	1,334,868	訓練実習費、作品展示売上料等
繰入金	8,974,401	労働保険繰入金等
計	108,020,189	

【支出】

(単位：円)

科目	決算額	備考
補助対象訓練費	33,597,923	講師手当、職員手当等
補助対象設備費	12,793,000	
一般訓練費	18,344,248	講師手当、職員手当等
一般管理費	39,827,217	役員報酬、職員給与等
助成金	50,000	技能士会
繰出金	919,028	他会計繰出金
計	105,531,416	

収入支出差引額 2,488,773 円

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

なし

4 選定理由

千厩農村環境改善センターの指定管理候補者として、次の理由により、職業訓練法人東磐職業訓練協会を選定した。

当該団体は、職業訓練を実施し、労働者の養成及び地位向上を図ることを目的として、岩手県知事の認可を受けて設立された職業訓練法人であり、認定職業訓練の実施主体の資格を有している。当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度から指定管理者として管理運営を行っており、組織体制や仕様書に基づく業務等を健全かつ効果的に実施し、これまでの管理運営に対する評価は良好である。

また、当該団体は、当該施設に隣接する両磐地域職業訓練センターの管理運営を行っており、一体的に管理運営を行うことにより効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの3年間とする。



議案第 139 号

川崎農村環境改善センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
川崎農村環境改善センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市城内 1 番 36 号  
社会福祉法人一関市社会福祉協議会  
会長 辻山 慶治
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

川崎農村環境改善センター

#### イ 所在地

一関市川崎町薄衣字諏訪前 137 番地

#### ウ 施設規模等

敷地面積 2,003.99 m<sup>2</sup>

延べ面積 1,661.87 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくるため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

社会福祉法人一関市社会福祉協議会

### (2) 代表者名

会長 辻 山 慶 治

### (3) 事務所の所在地

一関市城内 1 番 36 号

### (4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

### (5) 設立目的

一関市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

オ 共同募金事業への協力

カ ボランティア活動の振興

キ 福祉サービス利用援助事業

ク 生活福祉資金、たすけあい金庫の貸付事業

ケ 心配ごと相談

コ 一般・特定・障害児相談支援事業の経営

サ 障害福祉サービス事業の経営

シ 日常生活自立支援事業

ス 生活困窮者自立支援事業

セ 子育て支援事業

ソ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業の経営

- タ 在宅介護支援センター事業の経営
- チ 地域包括支援センター事業の経営
- ツ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営
- テ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(7) 職員数（令和4年4月1日現在）

259人

(8) 役員

会長1人、副会長2人、常務理事1人、理事13人、監事3人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	471,861,242	流動負債	54,952,936
固定資産	1,083,730,267	固定負債	95,684,289
		負債合計	150,637,225
		純資産の部	
		基本金	8,000,000
		福祉基金	312,035,694
		国庫補助金等特別積立金	107,530,446
		財政調整基金積立金	146,446,965
		介護保険財政調整積立金	336,003,531
		次期繰越活動増減差額	494,937,648
		純資産合計	1,404,954,284
資産合計	1,555,591,509	負債及び純資産合計	1,555,591,509

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

なし

4 選定理由

川崎農村環境改善センターの指定管理候補者として、次の理由により、社会福祉法人一関市社会福祉協議会を選定した。

当該施設は、農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくることを目的に設置した施設である。

当該団体は、当該施設について指定管理者制度を導入した平成27年度から指定管理者として管理運営を行っており、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価は良好である。

また、一関市における地域福祉の増進を図ることを目的としている公共的団体であり、今後も当該団体が当該施設の管理運営を行うことにより、農村における生活環境の改善及び健全な地域社会づくりに資することが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 140 号

一関牧野の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関牧野
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市竹山町 7 番 1 号  
いわて平泉農業協同組合  
代表理事組合長 佐 藤 鉦 一
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関牧野

#### イ 所在地

一関市巖美町字田代 1 番 1 他 47 筆

#### ウ 施設規模等

敷地面積 922,251.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 543.58 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

優良家畜の育成を図るため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

いわて平泉農業協同組合

### (2) 代表者名

代表理事組合長 佐藤 鉦一

### (3) 事務所の所在地

一関市竹山町 7 番 1 号

### (4) 設立年月日

平成 26 年 3 月 1 日

### (5) 設立目的

地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導

イ 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

ウ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

エ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

オ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置

カ 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

キ 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理

ク 組合員の委託を受けて行う農地等の貸付けの方法による運用又は売渡しを目的とする信託の引受け

ケ 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業

コ 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

サ 農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業

シ 農村工業に関する施設

- ス 共済に関する施設
  - セ 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行
  - ソ 医療に関する施設
  - タ 老人の福祉に関する施設
  - チ 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）
  - ツ 旅行に関する施設
  - テ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
  - ト 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業
  - ナ 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業
  - ニ 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
  - ヌ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け
  - ネ 確定拠出年金法第88条第2項の規定に基づく確定拠出年金運営管理業務及び同法第61条第2項の規定に基づく国民年金基金連合会からの事務の受託
  - ノ 郵便窓口業務の委託等に関する法律の規定に基づく郵便窓口業務並びに郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第74条の規定に基づく郵便貯金管理業務及び郵便貯金銀行の銀行代理業
  - ハ 手形の割引
  - ヒ 内国為替取引
  - フ 債務の保証
  - ヘ 有価証券の貸付け
  - ホ 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
  - マ 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理
  - ミ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - ム 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - メ 振替業
  - モ 両替
  - ヤ 前各号の事業に附帯する事業
- (7) 職員数（令和4年2月28日現在）  
548人
- (8) 役員  
代表理事組合長1人、代表理事専務1人、常務理事2人、理事17人、代表監事1人、常勤監事1人、監事3人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年2月28日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
信用事業資産	154,271,472,685	信用事業負債	156,046,777,304
共済事業資産	2,287,008	共済事業負債	635,886,883
経済事業資産	1,735,885,909	経済事業負債	867,586,975
雑資産	939,676,228	雑負債	272,622,924
固定資産	5,347,423,496	諸引当金	992,871,188
外部出資	5,178,757,003	再評価に係る繰延税金負債	443,038,429
繰延税金資産	57,172,637	負債合計	159,258,783,703
		正味財産の部	
		出資金	4,942,262,500
		資本準備金	471,497,554
		利益剰余金	2,352,591,682
		処分未済持分	△89,370,500
		評価・換算差額等	596,910,027
		正味財産合計	8,273,891,263
資産合計	167,532,674,966	負債及び正味財産合計	167,532,674,966

3 主なソフト事業(平成30年度～令和4年度実施)

なし

4 選定理由

一関牧野の指定管理候補者として、次の理由により、いわて平泉農業協同組合を選定した。

当該施設は、家畜の放牧による畜産農家の規模拡大、労働力の省力化及び低コスト化への支援並びに優良牛の育成を図るために設置した施設である。

当該団体は、当該施設について指定管理者制度を導入した平成18年度から指定管理者として管理運営を行っており、組織体制や仕様書に基づく業務等を健全かつ効果的に実施し、これまでの管理運営に対する評価は良好である。

また、当該施設に隣接する須川牧場の管理運営を行っている公共的団体であり、一体的に管理運営を行うことにより低コスト化が図られるなど効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。



議案第 141 号

室根高原牧野の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
室根高原牧野
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市竹山町 7 番 1 号  
いわて平泉農業協同組合  
代表理事組合長 佐 藤 鉦 一
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

室根高原牧野

#### イ 所在地

一関市大東町大原字山口 51 番地 141

#### ウ 施設規模等

敷地面積 3,063,941.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 3,897.12 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

優良家畜の育成を図るため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

いわて平泉農業協同組合

### (2) 代表者名

代表理事組合長 佐藤 鉦一

### (3) 事務所の所在地

一関市竹山町 7 番 1 号

### (4) 設立年月日

平成 26 年 3 月 1 日

### (5) 設立目的

地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導

イ 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

ウ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

エ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

オ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置

カ 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

キ 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理

ク 組合員の委託を受けて行う農地等の貸付けの方法による運用又は売渡しを目的とする信託の引受け

ケ 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業

コ 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

サ 農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業

シ 農村工業に関する施設

- ス 共済に関する施設
  - セ 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行
  - ソ 医療に関する施設
  - タ 老人の福祉に関する施設
  - チ 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）
  - ツ 旅行に関する施設
  - テ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
  - ト 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業
  - ナ 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業
  - ニ 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
  - ヌ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け
  - ネ 確定拠出年金法第88条第2項の規定に基づく確定拠出年金運営管理業務及び同法第61条第2項の規定に基づく国民年金基金連合会からの事務の受託
  - ノ 郵便窓口業務の委託等に関する法律の規定に基づく郵便窓口業務並びに郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第74条の規定に基づく郵便貯金管理業務及び郵便貯金銀行の銀行代理業
  - ハ 手形の割引
  - ヒ 内国為替取引
  - フ 債務の保証
  - ヘ 有価証券の貸付け
  - ホ 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
  - マ 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理
  - ミ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - ム 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - メ 振替業
  - モ 両替
  - ヤ 前各号の事業に附帯する事業
- (7) 職員数（令和4年2月28日現在）  
548人
- (8) 役員  
代表理事組合長1人、代表理事専務1人、常務理事2人、理事17人、代表監事1人、常勤監事1人、監事3人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年2月28日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
信用事業資産	154,271,472,685	信用事業負債	156,046,777,304
共済事業資産	2,287,008	共済事業負債	635,886,883
経済事業資産	1,735,885,909	経済事業負債	867,586,975
雑資産	939,676,228	雑負債	272,622,924
固定資産	5,347,423,496	諸引当金	992,871,188
外部出資	5,178,757,003	再評価に係る繰延税金負債	443,038,429
繰延税金資産	57,172,637	負債合計	159,258,783,703
		正味財産の部	
		出資金	4,942,262,500
		資本準備金	471,497,554
		利益剰余金	2,352,591,682
		処分未済持分	△89,370,500
		評価・換算差額等	596,910,027
		正味財産合計	8,273,891,263
資産合計	167,532,674,966	負債及び正味財産合計	167,532,674,966

3 主なソフト事業(平成30年度～令和4年度実施)

なし

4 選定理由

室根高原牧野の指定管理候補者として、次の理由により、いわて平泉農業協同組合を選定した。

当該施設は、家畜の放牧による畜産農家の規模拡大、労働力の省力化及び低コスト化への支援並びに優良牛の育成を図るために設置した施設である。

当該団体は、当該施設について指定管理者制度を導入した平成21年度から指定管理者として管理運営を行っており、組織体制や仕様書に基づく業務等を健全かつ効果的に実施し、これまでの管理運営に対する評価は良好である。

また、当該施設の管理運営に十分な経験とノウハウを有する公共的団体であり、一関牧野と連携した管理運営を行うことにより、機能分担が図られるなど効果的・効率的な運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 142 号

一関市都市農村交流館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関市都市農村交流館
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市巖美町字沖野々 220 番地 1  
農事組合法人美の郷  
代表理事 菅原 健悦
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関市都市農村交流館

#### イ 所在地

一関市巖美町字沖野々220 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 4,022.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 848.07 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

農産物、農産物加工品及び郷土食並びに地域情報等の提供を通じて都市と農村の交流を促進し、地域の活性化に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

農事組合法人美の郷

### (2) 代表者名

代表理事 菅 原 健 悦

### (3) 事務所の所在地

一関市巖美町字沖野々220 番地 1

### (4) 設立年月日

平成 12 年 12 月 15 日

### (5) 設立目的

組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進する。

### (6) 事業概要

ア 組合員の農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）及び農作業の共同化に関する事業

イ 農業に関する事業であって、次に掲げるもの

① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 上記の事業に付帯する一切の事業

### (7) 組合員数及び職員数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

組合員 111 人、職員 17 人

### (8) 役員

代表理事 1 人、理事 6 人、監事 2 名

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	87,371,238	流動負債	14,290,987
固定資産	7,883,247	固定負債	3,071,090
		負債合計	17,362,077
		正味財産の部	
		出資金	8,760,000
		利益余剰金	69,132,408
		正味財産合計	77,892,408
資産合計	95,254,485	負債及び正味財産合計	95,254,485

3 主なソフト事業(令和元年度～令和4年度実施)

地域情報の発信及び地場産品の普及に関する事業(令和元年度～令和4年度)

4 選定理由

一関市都市農村交流館の指定管理候補者として、次の理由により、農事組合法人美の郷を選定した。当該団体は、地域の農業者を主な構成員として、当該施設の設置に合わせて設立された法人である。当該施設については、設置当初から管理を受託しており、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、地元特産品の供給や情報発信を行うとともに、季節に応じたイベントなど自主事業の開催に努めており、管理運営に対する評価は良好である。

また、当該施設の管理運営に十分な経験とノウハウを有しており、当該団体が管理運営を行うことにより効果的・効率的な管理運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 143 号

川崎農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
川崎農林水産物直売・食材供給施設
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市川崎町薄衣字法道地 42 番地 3  
ドンと市かわさき協同組合  
理事長 小山 亜希子
  
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで



## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

川崎農林水産物直売・食材供給施設

#### イ 所在地

一関市川崎町薄衣字法道地 42 番地 3

#### ウ 施設規模等

敷地面積 3,000.03 m<sup>2</sup>

延べ面積 630.00 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

一関市の農産物の加工、直売及び情報の拠点施設として、地場産業の振興を図り、地域の活性化に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

ドンと市かわさき協同組合

### (2) 代表者名

理事長 小 山 亜希子

### (3) 事務所の所在地

一関市川崎町薄衣字法道地 42 番地 3

### (4) 設立年月日

平成 14 年 2 月 5 日

### (5) 設立目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 組合員のための共同施設の管理運営

イ 組合員の取扱品の共同販売

ウ 組合員の必要とする包装資材の共同購買

エ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

オ 組合員の福利厚生に関する事業

カ ア～オの事業に附帯する事業

### (7) 組合員数及び職員数（令和 3 年 11 月 30 日現在）

組合員 108 人、職員 20 人

### (8) 役員

理事長 1 人、副理事長 1 人、専務理事 1 人、常務理事 1 人、理事 5 人、監事 2 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和3年9月30日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	64,558,125	流動負債	26,870,212
固定資産	14,123,439	負債合計	26,870,212
		純資産の部	
		組合員資本	51,811,352
		純資産合計	51,811,352
資産合計	78,681,564	負債及び純資産合計	78,681,564

3 主なソフト事業（令和元年度～令和4年度実施）

地域情報の発信及び地場製品の普及に関する事業（令和元年度～令和4年度）

4 選定理由

川崎農林水産物直売・食材供給施設の指定管理候補者として、次の理由により、ドンと市かわさき協同組合を選定した。

当該団体は、地域の農業者を主な構成員として、当該施設の設置に合わせて設立された法人である。当該施設については、設置当初から管理を受託しており、指定管理者制度を導入した平成18年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、地元特産品の供給や情報発信を行うとともに、季節に応じたイベントなど自主事業の開催に努めており、管理運営に対する評価は良好である。

また、当該施設の管理運営に十分な経験とノウハウを有しており、当該団体が管理運営を行うことにより効果的・効率的な管理運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 144 号

せんまや街角資料館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
せんまや街角資料館
- 2 指定管理者となる団体  
一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13  
千厩まちづくり株式会社  
代表取締役社長 北田 文人
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

せんまや街角資料館

#### イ 所在地

一関市千厩町千厩字北方 129 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 304.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 199.00 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

歴史的建造物である旧専売局千厩葉煙草専売所の建物を保存活用し、歴史、文化、産業の各資料の収集、保管、展示等を行い、教育、学術及び文化の発展に寄与するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

千厩まちづくり株式会社

### (2) 代表者名

代表取締役社長 北 田 文 人

### (3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13

### (4) 設立年月日

平成 17 年 4 月 1 日

### (5) 設立目的

先人が築き上げてきた歴史文化を基本に捉え、新しい活力と可能性を探り、一関市千厩地域の商店街等の活性化を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 千厩の商業活性化マネジメント体制の整備、中小小売商業高度化事業の推進

イ 各商店街の特性を活かした商店街、個店単位の活性化戦略の構築

ウ 酒蔵をはじめとし、歴史的文化的資源を活用した観光拠点の形成

エ 空き店舗、空き家、空き地の活用による文化交流拠点の形成

オ 高齢者等のニーズに応じた商店街機能の再構築

### (7) 職員数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

4 人

### (8) 役員

代表取締役社長 1 人、取締役 8 人、監査役 2 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,354,662	流動負債	719,825
固定資産	1,403,517	負債合計	719,825
		純資産の部	
		株主資本	7,038,354
		資本金	10,100,000
		利益剰余金	△3,061,646
		純資産合計	7,038,354
資産合計	7,758,179	負債及び純資産合計	7,758,179

3 主なソフト事業(令和元年度～令和4年度実施)

なし

4 選定理由

せんまや街角資料館の指定管理候補者として、次の理由により、千厩まちづくり株式会社を選定した。

当該団体は、千厩地域の商店街等を活性化するため、地元商工業者や市などの出資により設立された団体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や仕様書に基づく業務等が健全かつ効果的に実施されるとともに、つるし飾り教室や企画展など自主事業の開催に努めており、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の運営に当たっては、まちづくりを支える他の地域団体と連携した事業を展開することにより、賑わいの創出や交流人口の増加が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 145 号

骨寺村荘園交流館等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

骨寺村荘園交流館

骨寺村荘園休憩所

骨寺村荘園広場

骨寺村荘園若井原駐車場

骨寺村荘園山王窟駐車場

2 指定管理者となる団体

一関市巖美町字若神子 241 番地 2

骨寺村ガイドンス運営協議会

会長 佐 藤 光 雄

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模等
骨寺村荘園交流館	一関市巖美町字若神子 241 番地 2	敷地面積 7,984.76 m <sup>2</sup> 延べ面積 830.60 m <sup>2</sup>
骨寺村荘園休憩所	一関市巖美町字駒形 154 番地 3	敷地面積 4,511.69 m <sup>2</sup> 延べ面積 301.98 m <sup>2</sup>
骨寺村荘園広場	一関市巖美町字駒形 64 番地 1	敷地面積 376.00 m <sup>2</sup>
骨寺村荘園若井原駐車場	一関市巖美町字若井原 159 番地 3	敷地面積 1,200.00 m <sup>2</sup>
骨寺村荘園山王窟駐車場	一関市巖美町字板川 94 番地 11	敷地面積 1,588.10 m <sup>2</sup>

(2) 設置目的

骨寺村荘園遺跡を有し、中世の歴史的景観を伝える本寺地区の伝統的な農村文化の体験及び地域情報等の提供を通じて来訪者との交流を促進し、地域の活性化に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

骨寺村ガイドダンス運営協議会

(2) 代表者名

会長 佐藤 光雄

(3) 事務所の所在地

一関市巖美町字若神子 241 番地 2

(4) 設立年月日

平成 23 年 1 月 11 日

(5) 設立目的

骨寺村荘園のガイドダンス施設等の管理運営と来訪者へサービスを提供し、来訪者との交流、地域の情報発信に努めるとともに、郷土の誇りの醸成や、次世代への文化の継承に寄与し、もって地域おこしに資することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 骨寺村荘園のガイドダンス施設の管理運営
- イ 重要文化的景観に選定された骨寺村荘園内の景観保全
- ウ 骨寺村荘園の来訪者の案内
- エ 都市と農村との交流事業
- オ 地元農産物の販売
- カ 地元農産物を加工した特産品の製造販売
- キ 地域の歴史文化の情報発信
- ク その他地域おこし事業

(7) 会員数及び従業員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

会員 49 人、従業員 18 人

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 5 人、監事 2 人、事務局長 1 人、事務局次長 1 人

(9) 団体の財務状況

【貸借対照表】(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	23,766,255	流動負債	4,445,098
固定資産	775,762	負債合計	4,445,098
		正味財産の部	
		繰越剰余金	19,570,419
		余剰金	526,500
		正味財産合計	20,096,919
資産合計	24,542,017	負債及び正味財産合計	24,542,017

3 主なソフト事業(令和元年度～令和4年度実施)

- (1) 骨寺村荘園遺跡探訪事業(令和元年度～令和4年度)
- (2) 学びの里骨寺村荘園遺跡事業(令和元年度～令和4年度)

4 選定理由

骨寺村荘園交流館ほか4施設の指定管理候補者として、次の理由により、骨寺村ガイドス運営協議会を選定した。

当該団体は、当該5施設の設置目的の実現のため、地域住民によって組織された団体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した平成23年度及び平成26年度から、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、骨寺村荘園遺跡の歴史と価値の情報発信及び事業により来訪者と地域住民との交流促進を図るとともに、地元団体ならではの創意工夫による地場産品を活用したレストランや産地直売の運営、創業祭、収穫祭など自主事業の開催に努めており、管理運営に対する評価は良好である。

また、当該団体は、当該5施設の管理運営に十分な経験とノウハウを有しているほか、当該5施設の管理運営を一体的に行うことにより効果的・効率的な管理運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。